

# 令和8年度 建設業関係説明会 資料

## 建設工事等の入札・契約制度等について（測量・建設コンサルタント関係を含む。）

- 1 令和8年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について…………… 1
- 2 材料費等の記載がない工事費内訳書に対する取扱いの厳格化について…………… 4 8
- 3 施工体制点検等について…………… 5 2
- 4 適正な請負代金・労務費の確保等に向けた調査・指導等の実施について…………… 5 3
- 5 建設産業の生産性向上に関する取組について…………… 5 4
- 6 建設産業の働き方改革に関する取組について…………… 5 6
- 7 建設工事等における猛暑対策等について…………… 5 8
- 8 広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術の活用について…………… 6 0
- 9 大規模災害時の協力建設事業者登録制度について…………… 6 5
- 10 内訳書転記支援ツールの公開について…………… 6 7

## 建設工事等に関する法令等について

- 11 第三次担い手3法（令和7年12月施行）について…………… 6 8
- 12 経営事項審査の改正（令和8年7月施行）について…………… 7 0
- 13 建設業許可経営事項審査電子申請について…………… 7 1
- 14 建設業労働環境改善等助成金について…………… 7 2
- 15 盛土規制法の運用について…………… 7 3
- 16 電子Manifestoについて…………… 8 0
- 17 建設リサイクル法について…………… 8 3
- 18 広島県アダプト制度について…………… 8 5

## 令和8年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

### I 趣旨

「建設産業ビジョン2021」の目指す「社会資本整備の担い手」・「地域の守り手」である建設産業の持続的な確保・育成に向けて、第三次・担い手3法の全面施行等の環境変化も踏まえつつ本県の現状・課題に即した取組を進めるため、次のとおり入札契約制度の改正を行う。

### II 改正内容等

#### 建設工事等に係る改正

- 1 予定価格の事後公表の拡大**【令和8年6月～】 (P3)  
建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。
- 2 ダンピング対策の強化**【令和8年6月～】 (P4)  
第三次・担い手3法の全面施行を踏まえ、労務費等の適切な計上及びその行き渡りを促進するため、県発注工事におけるダンピング受注の排除に向けた取組を拡大する。
- 3 地域状況等を踏まえた入札参加要件等の緩和**【令和8年6月～】 (P12)  
地域の建設事業者を持続的に確保・育成するため、競争性と品質を確保しつつ地域の状況に応じた業者選定ができるよう入札参加要件の緩和等を行う。
- 4 建設工事等における週休2日の取組の推進**【令和8年6月～】 (P13)  
労働者のワークライフバランスの改善や、働きやすい職場環境の確保等を図るため、週休2日の取組を推進する。
- 5 快適トイレ設置工事の取組の推進**【令和8年6月～】 (P15)  
働きやすい職場環境の確保等を図るため、快適トイレ設置工事の取組を推進する。
- 6 建設キャリアアップシステム活用工事の試行拡大**【令和8年6月～】 (P16)  
技能労働者の確保・育成及び処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステムの活用について取組を拡大する。
- 7 ICT活用工事の拡大**【令和8年6月～、令和8年8月～】 (P17)  
建設現場の更なる効率化・省人化を図るため、ICT活用工事の取組を拡大する。
- 8 建設工事に係る総合評価落札方式の評価項目の見直し等**【令和8年6月～】 (P21)  
価格と品質の両面から優れた調達環境づくりを進めるため、総合評価落札方式の評価項目等の見直しを行う。
- 9 工事成績条件付及び災害実績条件付一般競争入札の対象の拡大**【令和8年6月～】 (P28)  
優良な建設事業者及び地域の守り手である建設事業者の受注機会の確保を図るため、「工事成績条件付一般競争入札」及び「災害実績条件付一般競争入札」の対象を拡大する。
- 10 遠隔臨場実施工事の拡大**【令和8年6月～】 (P29)  
受発注者双方の効率的な時間活用のため、遠隔臨場実施工事の取組を拡大する。
- 11 遠隔臨場による実地検査の試行**【令和8年6月～】 (P30)  
受発注者双方の移動時間削減や工事検査の効率化を図るため、工事検査における遠隔臨場を試行する。

- 12 **デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する試行**【令和8年6月～】 (P31)  
出来形管理の高度化や受発注者間の業務効率化を図るため、「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測」を試行する。
- 13 **建設工事における猛暑対策の取組の拡大**【令和8年6月～】 (P33)  
現場従事員の働きやすい職場環境の確保を図るため、建設工事における猛暑対策等の取組を拡大する。
- 14 **県内建設事業者の事業承継等の促進支援措置の延長等**【令和8年4月～】 (P35)  
県内の建設業者の合併その他の協業化の促進を図るため、入札参加における特例制度の延長を行うとともに、適用条件の緩和等を行う。

#### 測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 15 **管理技術者の兼務条件の見直し**【令和8年6月～】 (P37)  
測量・建設コンサルタント等業務について、人材の有効活用を図るため、管理技術者の兼務条件の見直しを行う。
- 16 **年間平均実績高要件の見直し**【令和8年6月～】 (P38)  
地域の測量・建設コンサルタント等業務の担い手の確保・育成を図るため、年間平均実績高要件の適用対象の見直しを行う。
- 17 **業務に係る総合評価落札方式の評価項目等の見直し**【令和8年6月～】 (P39)  
価格と品質で総合的に優れた調達の実現を図るため、履行確認に伴う業務成績評定点の減点及び評価項目の取扱いの見直しを行う。
- 18 **BIM活用業務の拡大**【令和8年6月～】 (P41)  
「建設産業の生産向上」の実現に向け、BIM活用の対象業務を拡大する。

#### 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通の改正

- 19 **低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直し**【令和8年6月～】 (P42)  
第三次・担い手3法を踏まえ、労務費等の必要な経費が確保され、より適切な競争が働くよう、低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しを行う。
- 20 **若手優秀技術者表彰制度の表彰対象の拡大等**【令和9年度表彰～】 (P44)  
「確かな競争力を発揮する建設業」や「建設業の担い手確保・育成」の取組を促進するため、若手優秀技術者表彰制度の表彰対象の拡大等を行う。
- 21 **地域建設業経営強化融資制度の延長**【令和8年4月～】 (P46)  
建設業者の資金需要へ柔軟に対応するため、地域建設業経営強化融資制度の事業期間を5年間延長する。

#### 入札参加資格認定等に係る改正

- 22 **令和9・10年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項の見直し** (P47)  
技能労働者等の適正な評価をする環境を整備するため、建設工事等入札参加資格認定に係る主観的事項として、CCUSの活用状況に応じた加点区分の見直しを行う。

## 1 予定価格の事後公表の拡大

### 1 趣旨

建設工事における適正な見積り及び競争を促進するため、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

### 2 内容

次のとおり、予定価格を事後公表する対象工事を拡大する。

改正前		改正後	
設計金額 (税込)	入札参加資格	設計金額 (税込)	入札参加資格
9,000万円以上	・土木一式工事	<u>9,000万円以上</u>	・ <u>全業種</u>
1億円以上	・上記以外		

### 3 今後の予定

引き続き、対象工事を拡大する。

### 4 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告する工事から実施する。

(対象部局：全部局)

## 2 ダンピング対策の強化

### 1 概要

第三次・担い手3法の全面施行を踏まえ、労務費等の適切な計上及びその行き渡りを促進するため、県発注工事におけるダンピング受注の排除に向けた取組を拡大する。

### 2 内容

#### (1) 材料費等の記載がない工事費内訳書に対する取扱いの厳格化

入札時に提出する工事費内訳書の様式を改正し、材料費等の記入欄を追加。

材料費等の記載が無い場合は原則として失格として取り扱う。

#### (工事費内訳書への記載イメージ)

工事費の内訳					
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	金額(円)	技術提案の内容
直接工事費のうち、材料費				*****	円
直接工事費のうち、労務費				*****	円
現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額				*****	円 【土木工事の場合】
工事原価のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額				*****	円 【建築工事の場合】
現場管理費のうち、建退共制度の掛金				*****	円
工事原価のうち、安全衛生経費				*****	円

記載がない場合  
**失格**

※ 記載方法等については、公告等に添付する「工事費内訳書への材料費等の記載について」を参考とすること。

#### (見積額の記載が困難な場合の取扱い)

##### ○ 材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費

市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のとおり記載（空欄は失格）

(全額計上が困難)

「算出不能」、「計上不可」等と記載

(一部計上が困難)

計上可能な分のみ記載し、「\*\*\* (一部のみ計上)」円等と記載

(例) 直接工事費のうち、材料費	*** (一部のみ計上)	円
直接工事費のうち、労務費	算出不能	円

※ 「算出が困難な場合」とは、適用された積算方式において各経費を分離することが困難な場合を想定しており、単に下請事業者が未定、積み上げ対象が多岐に渡る等の理由による場合は含まない。

※ 法定福利費はこの取扱いの対象外。

##### ○ 建退共制度の掛金

納付の対象となる労働者がいない場合、金額の欄に「-」と記載（空欄は失格）

(2) 請負代金内訳書における材料費等の明示の義務化等

契約後に提出する請負代金内訳書の記載事項に「材料費等」を追加する。また、工事価格の内訳について、全ての工事で記載を必須とする。

	改正前	改正後
工事価格の内訳	高度な技術を要する複雑な工事など、発注者が必要と認める場合を除き、 <u>省略可能</u>	<u>全ての工事で記載</u>
記載事項	労務費、法定福利費を記載	<u>材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金</u> を記載

【請負代金内訳書様式】

(第3条関係)

令和 年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所  
商号又は名称  
代表者氏名

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名

契約年月日 令和 年 月 日

請負代金額 円

工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額
全ての工事で記載								

(直接工事費のうち、材料費 円)

(直接工事費のうち、労務費 円)

(現場管理費のうち、法定福利費 円) (注2)

(工事原価のうち、安全衛生経費 円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 円)

(注1) 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。

(注2) 建築工事においては、「工事原価のうち、法定福利費」とする。

### (3) 労務費ダンピング調査の実施

全ての入札者が適正な労務費を確保し応札する公正な競争環境の実現に向けて、県発注工事の競争入札において労務費ダンピング調査を実施する。

#### ア 対象工事

競争入札に付す建設工事のうち、災害復旧事業等の工事及び軽微な工事(※)であって発注者が実施を要しないと認めたものを除く全ての工事

※ 請負対象設計金額 500 万円未満の工事であって積算基準によらず見積りにより設計したもの

#### イ 工事費内訳書様式の改正

対象工事の入札者は、工事費内訳書により、計上した労務費の算定方法を回答

改正前	改正後
①「工事費内訳書(表紙)」	①「工事費内訳書(表紙)」
②「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」	②「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」 <u>②-2「労務費の算定方法」(新規)</u>
③「労務賃金調書」	③「労務賃金調書」
④「誓約書」	<u>④～廃止～(※)</u>

※完成後の調査等に関する誓約書は廃止し公告共通事項等に反映(測量・建設コンサルタント等業務も同様)

#### ウ 調査対象者

落札候補者のうち、工事費内訳書に記載した直接工事費が官積算の直接工事費の97%を下回る者

#### エ 調査方法

工事費内訳書様式2-2「労務費の算定方法」により、調査対象者の労務費の算定方法を確認し、労務費が適切に算定されているかを確認する。

#### オ 調査後の対応

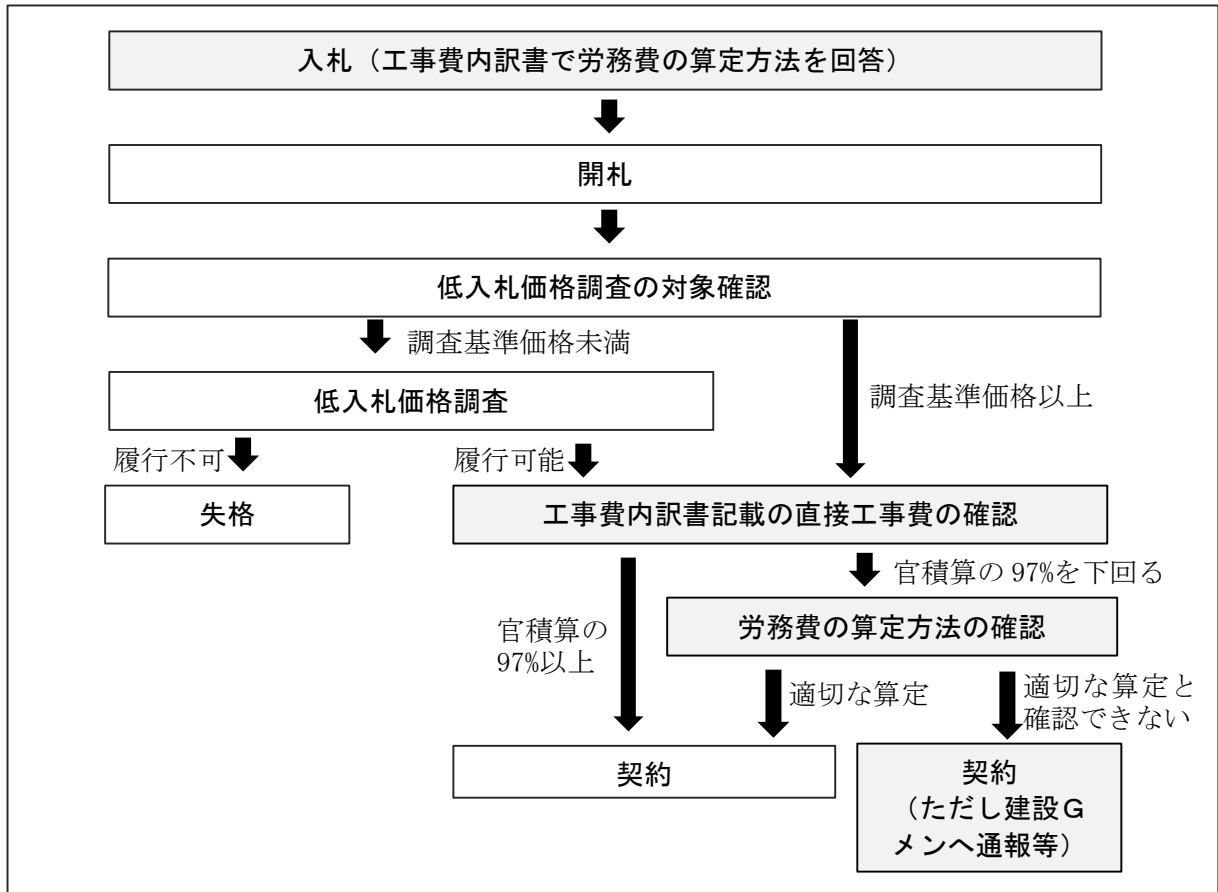
労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合、契約を締結した上で、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(令和7年12月(国土交通省不動産・経済産業局))等を踏まえ、次のとおり対応する。

時期	項目	内容
契約後	発注者からの要請	次の点について書面により要請 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な労務費を考慮した入札と判断できる合理的理由が認められないこと</li> <li>・ 今後の入札においては適切に労務費を計上すること</li> </ul> </div>
	建設Gメンへの通報	工事費内訳書等を添付のうえ建設Gメン(※)に通報 (通報後、建設Gメンから提供依頼があった場合は関係書類を提供)
完成後	工事完成後調査	工事完成後調査(労務監査含む)の実施 (調査資料は建設Gメンにも提供)

※建設Gメン(建設業法第40条の4)

建設工事における取引の適正化や建設工事に従事する者の適正な処遇確保を図るため、各種情報収集を通じて取引状況を監視し、不適当な取引行為に対する改善指導等を実施。

(労務費ダンピング調査の流れ)



(注意喚起の書面のイメージ)

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

(契約担当職員)

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

次の工事において、入札金額の内訳に記載された直接工事費が、適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、調査を行った結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

このため、建設業法等に違反する可能性が懸念されるものとして、建設業法第40条の4に規定する建設Gメンに通報します。

また、今後の入札においては、「建設業法令遵守ガイドライン」や「労務費に関する基準」等を踏まえて、適切な労務費の確保を徹底してください。

工事名	
-----	--

## (工事費内訳書の記載イメージ)

様式2-2

### 労務費の算定方法

入札者 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
工事名 \_\_\_\_\_

本件工事に係る労務費の算定方法について、当てはまるものを選択してください

#### 1 労務費の算定方法(主なものを一つだけ選択)

- ① 下請予定事業者からの見積書を徴さず、労務単価×歩掛で算定。  
(見積書を徴したが採用しなかった場合も含む。) →2(1)(2)を回答
- ② 下請予定事業者からの見積書を踏まえて労務費を算定。 →3(1)(2)(3)を回答
- ③ あらかじめ入札金額を決めた上で経費比率等を踏まえて算定。 →回答終了。2・3は回答不要。
- ④ 根拠なく、概算で算定。 →回答終了。2・3は回答不要。
- ⑤ 市場単価方式等のため労務費の算定が困難(全額計上困難の場合のみ)。  
一部計上困難の場合は計上した分について①～④から選択すること →回答終了。2・3は回答不要

(①の採用しなかった場合の例)

- ・ 施工条件や難易度等が標準的な工事であるにもかかわらず、提出された見積金額が過大又は過小であったため採用しなかった
- ・ 提出された見積書が数量や単価等の内訳が記載されておらず、見積金額の妥当性が検証できなかったため採用しなかった  
(又は参考程度にとどめた)

#### 2 下請予定事業者からの見積書を徴さず、労務単価×歩掛で算定した場合

##### (1) 労務単価について(いずれか一つを選択)

- ① 最新の公共工事設計労務単価と同等又は上回る単価を採用している。
- ② 最新の公共工事設計労務単価を下回る単価を採用している。

##### (2) 歩掛について(いずれか一つを選択)

- ① 標準歩掛を適用している
- ② 施工条件や難易度等を考慮し、類似工事の実績等を踏まえて、標準歩掛より小さい歩掛を設定(大規模、作業性が良好、現場が近接など)
- ③ 施工条件や難易度等を考慮し、類似工事の実績等を踏まえて、標準歩掛より大きい歩掛を設定(小規模、作業性が悪い、現場が遠方など)
- ④ 施工効率を高めるため、標準的な工法とは異なる工法(又は新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、高い施工効率を想定
- ⑤ 品質向上のため、標準的な工法とは異なる工法(又は新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、低い施工効率を想定
- ⑥ あらかじめ入札金額を決めたうえで、歩掛を調整

#### 3 下請予定事業者からの見積書を踏まえて労務費を算定した場合

##### (1) 見積条件等について(いずれか一つを選択)

- ① 工事の内容を具体的に明示して依頼した(施工場所、設計図書、責任施工範囲、工程、見積条件、施工環境・施工制約、材料費等の費用負担区分 等)
- ② 大まかな工事内容を伝えて依頼した。

##### (2) 見積期間について(いずれか一つを選択)

- ① 建設業法施行令第5条の9を参考に、見積期間を少なくとも5日以上(予定価格500万円未満の場合は1日以上)確保した。
- ② 時間的猶予がなく見積期間は5日未満である。
- ③ 見積期間は特に明示していない。

##### (3) 労務費について(いずれか一つを選択)

- ① 下請予定事業者の見積内容の妥当性を確認したうえで(下請予定事業者と調整し)労務費を算定した。  
(妥当性確認の例)
  - 最新の公共工事設計労務単価の水準を満たしているか。
  - 歩掛を上げて労務単価を下げるなどの取り扱いを行っていないか。
- ② 下請予定事業者による見積書に記載された労務費をそのまま転記した。  
(具体例)
  - 最新の公共工事設計労務単価と比較することなくそのまま転記した。
  - 見積書に労務費の総額のみ記載されていたため、労務単価については特に確認を行うことなくそのまま転記した。
  - 最新の公共工事設計労務単価よりも低い水準であったが、その理由等について特に確認することなくそのまま転記した。
- ③ 入札予定金額から算定した下請工事相当金額を基に、下請予定事業者による見積金額を減額調整(端数処理含む)して算定した。

#### (4) 契約約款等へのコミットメント条項の導入

労務費及び賃金の支払い状況等を確認できる仕組みを構築し、適正な労務費等の確保・行き渡りを促進するため、県発注工事にコミットメント条項を導入する。

##### ア 対象

全ての建設工事

##### イ 実施内容

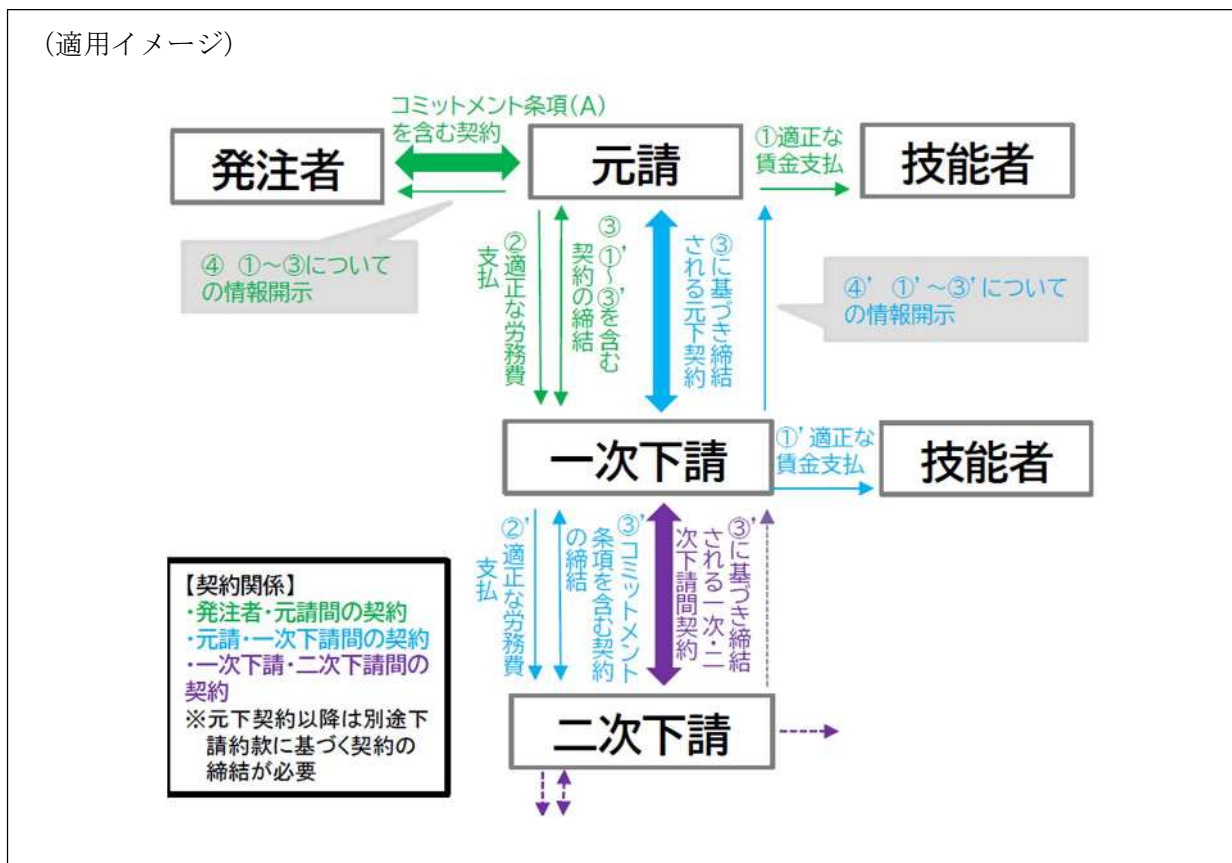
建設工事請負契約約款等に、請負契約において確保した労務費を下請事業者や技能労働者に適正に支払うことを契約上担保するコミットメント条項を追加する。

制度の円滑な導入を図るため、令和8年度は一部の条項を努力義務とし、段階的に運用強化を図る。なお、労務費ダンピング調査の対象外の案件（随意契約含む）においては努力義務（情報開示規定を除く）として運用する。

コミットメント条項	令和8年度
① 元請事業者の技能労働者への適正な賃金支払	義務規定
② 下請事業者に対する適正な労務費支払	義務規定
③ コミットメント条項を含む下請契約の締結 (元請事業者を通じた下請事業者への義務付け)	努力義務規定 (段階的に義務規定化)
④ 発注者が必要と認めた場合の情報開示 (コミットメントした内容に関する書面)	義務規定

※ 努力義務規定は特約事項に記載（労務費ダンピング調査の対象外の案件は①～③を努力義務規定として特約事項に記載）

(適用イメージ)



(段階的強化のイメージ)

労務費ダンピング調査対象工事	一部努力義務	全て義務化 〇〇円以上	全て義務化 〇〇円以上	全て義務化 〇〇円以上	全て義務化
	一部努力義務	一部努力義務	一部努力義務	一部努力義務	全て義務化
	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務
	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務
	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務
上記以外	令和8年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度

【改正後の建設工事執行規則】～約款では知事を発注者に読替（努力義務とする場合は特約事項とする）～

(適正な労務費の確保等)

第十四条の二 知事及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 知事は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。
- 三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。
  - イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技術者に支払うこと。
  - ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。
  - ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。
  - ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。

4 知事は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面
- 三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

労務費ダンピング調査により確認

①適正な賃金支払

②下請への適正な労務費支払

③コミットメント条項を含む  
下請契約の締結  
※当面、努力義務規定(特約事項)

④情報開示（必要な場合）

## (5) 建設工事における工事完成後調査の見直し

低入札価格調査制度の改正及び労務費ダンピング調査の導入等を踏まえ、低入札契約者以外を対象とする工事完成後調査の実施対象等を見直す。

### ア 実施対象の見直し

改正前	改正後
次に掲げる事項に該当する場合で、特に必要と認められる場合	次に掲げる事項に該当する場合で、特に必要と認められる場合
① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合	① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合
② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合	② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合
③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合	③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合
④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合	④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合
⑤ 落札率が90%を下回る場合	<del>⑤ 落札率が90%を下回る場合</del> <b>廃止</b> ⑤ <u>労務費ダンピング調査において、労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合</u> <b>新設</b>

### イ 入札契約手続きの取扱いの見直し

制度が定着してきたことを踏まえ、完成後調査の実施を担保するため徴している誓約書を廃止し、特約事項として契約書に添付する方法に見直す。

(測量・建設コンサルタント等業務も同様とする)

## 3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する案件から実施する。

((1)、(3)、(5)については競争入札に付す案件に限る)

(対象部局：全部局)

### 3 地域状況等を踏まえた入札参加要件等の緩和

#### 1 趣旨

地域の建設事業者を持続的に確保・育成するため、競争性と品質を確保しつつ地域の状況に応じた業者選定ができるよう入札参加要件の緩和等を行う。

#### 2 内容

##### (1) 年間平均完成工事高要件の適用対象の見直し

最低価格落札方式による一般競争入札で発注する場合を除いて(地域維持業務は全ての業務において)、年間平均完成工事高要件の適用を廃止する。

(廃止対象)

- 建設工事…一般競争入札(総合評価落札方式)、指名競争入札、随契契約
- 地域維持業務…全ての案件

##### (2) 中山間地域における競争入札の柔軟な運用

###### ア 対象

中山間地域を工事箇所とする土木一式工事のうち、建設工事指名業者等選定要綱別表第4「格付別標準発注金額表(一)」において格付B以下のみが対象となる工事  
(請負対象設計金額6,000万円未満の土木一式工事)

[中山間地域：広島県中山間地域振興条例第2条第1項に該当する地域]

###### イ 内容

対象工事に応札可能な業者数が少ない場合であっても、地域の状況に沿った発注が行えるよう、一般競争入札における入札参加要件(地域要件等)の設定等や指名競争入札における指名業者数に係る運用を弾力化する。

###### 【従来の取扱い】

- 上位格付の業者を追加して入札を実施
- 対象地域を拡大して入札を実施

###### 【中山間地域における特例】

- 該当地域・該当格付の事業者のみ選定して入札を実施

〔※ 上位格付が存在しない場合や、工事内容等から近隣業者の応札が見込めない場合のほか、発注機関が選定対象となる格付や地域を拡大することが地域の状況に合わないと認めた場合。〕

#### 3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する工事・業務から実施する。

(対象部局：全部局)

## 4 建設工事等における週休2日の取組の推進

### 1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、労働者のワークライフバランスの改善や、働きやすい職場環境の確保等を図るため、週休2日の取組を推進する。

### 2 内容

#### (1) 対象

全ての建設工事及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（以下「地域維持業務」という。）を対象とする。

ただし、災害時等の緊急対応工事、機械設備点検・整備業務、電気通信施設保守業務及び週休2日の取組が困難な地域維持業務などは除く。

#### (2) 週休2日の取組

請負対象設計金額3億円未満の建設工事及び地域維持業務については、月単位の週休2日とし、原則、「発注者指定型」で実施する。

なお、完全週休2日での実施を希望する場合は、発注者に対して協議することにより実施できるものとする。

#### (3) 完全週休2日の発注者指定型の導入

請負対象設計金額3億円以上の建設工事を対象に「完全週休2日（土日）適用工事」又は「完全週休2日交替制適用工事」とし、原則、「発注者指定型」で実施する。

	改正前		改正後	
対象	・請負対象設計金額3億円未満の建設工事 ・地域維持業務	・請負対象設計金額3億円以上の建設工事	・請負対象設計金額3億円未満の建設工事 ・地域維持業務	・請負対象設計金額3億円以上の建設工事
発注型式	【月単位】 発注者指定型	【完全週休2日】 受注者希望型	【月単位】 発注者指定型	【完全週休2日】 発注者指定型
取組	原則、月単位	工事着手までに完全週休2日と月単位の取組を選択	<u>工事着手までに完全週休2日を希望する場合は、発注者へ協議を行う</u>	<u>原則、完全週休2日</u>

#### (4) 補正係数について

これまで実施してきた補正係数については廃止とする。

	改正前		改正後	
	月単位	週単位	月単位	週単位
現場閉所	労務費 : 1.02 共通仮設費 : 1.01 現場管理費 : 1.02	労務費 : 1.02 共通仮設費 : 1.02 現場管理費 : 1.03	<u>補正なし</u>	<u>補正なし</u>
交替制	労務費 : 1.02 現場管理費 : 1.02	労務費 : 1.02 現場管理費 : 1.03	<u>補正なし</u>	<u>補正なし</u>

#### (5) 工事成績評定

発注者指定型の完全週休2日対象の建設工事について、受注者の責により「完全週休2日」の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合、それ以外の建設工事について、受注者の責により「月単位」の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じて工事成績評定を減点する。

### 3 施行期日

- (1) 上記2の(1)・(2)・(3)・(5)について  
令和8年6月1日以降に積算を行う建設工事等から実施する。
- (2) 上記2の(4)について  
令和8年8月1日以降に積算を行う建設工事等から実施する。

(対象部局：土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部)

#### 【参考】

##### 定義

	週休2日	完全週休2日
現場閉所	<p><b>【月単位】</b> 現場閉所が可能な建設工事等において、対象期間内に全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合が8日/28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態。</p>	<p><b>【完全週休2日（週単位）】</b> 現場閉所が可能な建設工事において、対象期間内に全ての週で現場閉所日を<u>土日</u><sup>(※1)</sup>に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態。</p> <p>※1 祝日、年末年始休暇、夏季休暇は含まない。 なお、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定するものとする。</p>
交替制	<p><b>【月単位】</b> 現場閉所が困難な建設工事等において、対象期間内に全ての月で技術者・技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者・技能労働者の<u>平均休日日数の割合</u><sup>(※2)</sup>が8日/28日の状態をいう。）以上の休日確保したと認められる状態。</p> <p>※2 平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。） 対象となる技術者・技能労働者の休日日数の割合を平均した値をいう。 休日率(%) = 技術者・技能労働者の休日日数 ÷ 対象期間</p>	<p><b>【完全週休2日（週単位）】</b> 現場閉所が困難な建設工事において、対象期間内に全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間（現場に従事した技術者・技能労働者の<u>平均休日日数の割合</u><sup>(※2)</sup>が2日/7日の状態をいう。）以上の休日確保したと認められる状態。</p> <p>同左</p>

※ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含む）。

※ 現場閉所が困難な例

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な場合
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な場合

## 5 快適トイレ設置工事の取組の推進

### 1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、働きやすい職場環境の確保等を図るため、快適トイレ設置工事の取組を推進する。

### 2 内容

更なる現場環境改善の観点から、快適トイレの賃料の上限額を見直すとともに、上限基数を撤廃し、現場ごとに必要な設置基数を協議の上、決定する。

なお、ハウス型等については、入口1箇所を1基として必要数を計上する。

	改正前	改正後
快適トイレ (上限額)	51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」*を計上できる	57,000円/基・月を上限に「積算上の差額」*を計上できる
設置基数 (上限基数)	男女別で1基ずつ計2基まで計上できる	・上限なし ・設置基数を現場ごとに必要性を協議の上、決定する
ハウス型等	男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月を上限に計上可能とする	入口別に57,000円/基・月を上限に計上可能とする

※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用（見積書）から10,000円（従来品）を減じた額

### 3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(対象部局：土木建築局、農林水産局、商工労働局、上下水道部)

#### 【参考】

快適トイレの仕様	
(1) 快適トイレに求める機能	(2) 付属品として備えるもの
ア 洋式便座	キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)	ク 周囲からトイレの出入口が直接見えない工夫
ウ 臭い逆流防止機能	ケ サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
エ 容易に開かない施錠機能	コ 鏡と手洗器
オ 照明設備	サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上)	(3) 推奨する仕様, 付属品
	シ 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
	ス 擬音装置(機能を含む)
	セ 着替え台
	ソ 臭気対策機能の多重化
	タ 室内温度の調整が可能な設備
	チ 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)

「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」は、現場に導入するにあたり必ず備えるものとする。

## 6 建設キャリアアップシステム活用工事の試行拡大

### 1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向けて、技能労働者の確保・育成及び処遇改善を図るため、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」の取組を拡大する。

### 2 改正内容

請負対象設計金額1億2千万円以上の工事は「発注者指定型」、請負対象設計金額1億2千万円未満の工事は「受注者希望型」として実施する。

なお、工場製作のみの工事及び災害復旧工事は対象外とする。

	改正前（R8.5 公告まで）	改正後（R8.6 公告以降）
対象工事	発注者指定型：3億円以上 受注者希望型：設定なし	発注者指定型：1億2千万円以上 受注者希望型：1億2千万円未満

### 3 その他

対象工事の拡大に伴い、令和8年6月1日以降に公告する工事から、総合評価落札方式における「企業の施工能力」の評価項目から「建設キャリアアップシステムの活用」を削除する。

次年度以降、「発注者指定型」の対象を拡大するとともに、CCUSの活用状況を踏まえ、評価基準の見直しや、目標基準未達成の場合の措置（工事成績評定の減点等）を行うことを検討する。

### 4 施行期日

令和8年6月1日以降に公告する工事から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部）

## 7 ICT活用工事の拡大

### 1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、建設現場の更なる効率化・省人化を図るため「ICT活用工事」の取組を拡大する。

### 2 内容

#### (1) 発注者指定型の拡大

土工 (1,000m<sup>3</sup>以上) について、施工規模 (施工量、請負対象設計金額) に応じて、発注者指定型 (簡易型を含む) の対象を拡大する。 (「発注型式イメージ (土工)」を参考に発注型式を選定)

また、土工の3次元設計成果があるものは原則、「発注者指定型」で実施する。

	改正前	改正後
発注者指定型	次のア、イのいずれかを満たす工事 ア 土工量1,000m <sup>3</sup> 以上 かつ 請負対象設計金額1億円以上 イ 土工量3,000m <sup>3</sup> 以上	次のア、イのいずれかを満たす工事 ア 土工量1,000m <sup>3</sup> 以上 かつ 請負対象設計金額5千万円以上 イ 土工量2,000m <sup>3</sup> 以上
発注者指定 (簡易)型	次のア、イのいずれかを満たす工事 ア 土工量1,000m <sup>3</sup> 以上3,000m <sup>3</sup> 未満 かつ 請負対象設計金額5千万円以上1億円未満 イ 土工量2,000m <sup>3</sup> 以上3,000m <sup>3</sup> 未満 かつ 請負対象設計金額5千万円未満	土工量1,000m <sup>3</sup> 以上2,000m <sup>3</sup> 未満 かつ 請負対象設計金額5千万円未満の工事
受注者希望型	土工量1,000m <sup>3</sup> 以上2,000m <sup>3</sup> 未満 かつ 請負対象設計金額5千万円未満の工事	廃止

#### (2) 適用工種及び種別の拡大

法面工の対象工種に落石雪害防止工、地盤改良工の対象種別にバーチカルドレーン工及び締固め改良工を追加する。

法面工に追加する対象工種

レベル2 工種	レベル3 種別
<u>落石雪害防止工</u>	落石防止網工
	落石防護柵工
	防雪柵工
	雪崩予防柵工

地盤改良工に追加する対象種別

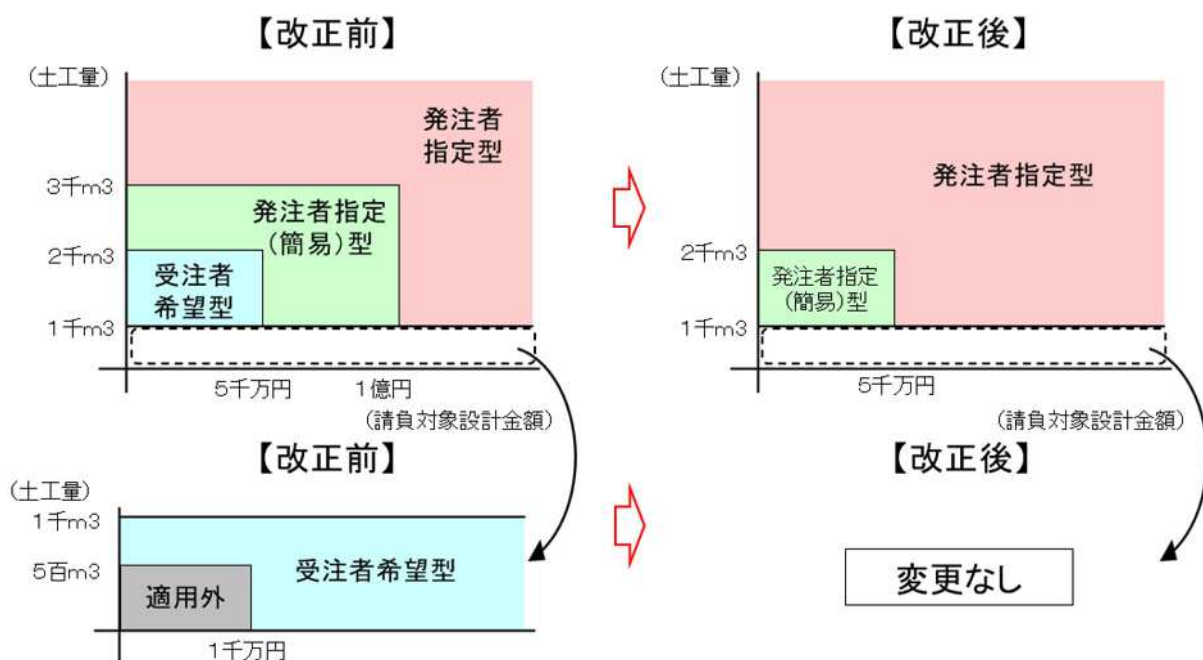
レベル3 種別	レベル4 細別
<u>バーチカルドレーン工</u>	ペーパードレーン
<u>締固め改良工</u>	サンドコンパクションパイル

### 3 施行期日

- (1) 上記2の(1)について  
令和8年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。
- (2) 上記2の(2)について  
令和8年8月1日以降に積算を行う工事から実施する。

(対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局)

#### 発注型式イメージ（土工）



【参考】土工（1,000m<sup>3</sup>以上）の場合

ICT活用工事	簡易型ICT活用工事
(1)～(5)の <u>全ての段階</u> でICT施工技術を活用する。	(1)～(5)のうち、 <u>部分的に</u> ICT施工技術を活用する。
(1) 3次元起工測量	(1) 3次元起工測量【任意】
(2) 3次元設計データ作成	(2) 3次元設計データ作成【必須】
(3) ICT建設機械による施工	(3) ICT建設機械による施工【任意】
(4) 3次元出来形管理等の施工管理	(4) 3次元出来形管理等の施工管理【必須】
(5) 3次元データの納品	(5) 3次元データの納品【必須】

※工種ごとに、【必須】【任意】項目が異なる

発注型式の取扱い	
発注者指定型	ICT活用工事の実施が必須
発注者指定（簡易）型	簡易型ICT活用工事の実施が必須 契約後、ICT活用工事に変更することも可能
受注者希望型	契約後、受注者の希望により、ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施することが可能

【参考】適用工種（合計16工種）

- ①土工、②土工（1,000m<sup>3</sup>未満）、③小規模土工、④舗装工、⑤舗装工（修繕工）、  
⑥河川浚渫（バックホウ浚渫船）、⑦法面工、⑧作業土工（床掘）、  
⑨付帯構造物設置工、⑩地盤改良工、⑪構造物工（橋梁上部）、  
⑫構造物工（橋脚・橋台）、⑬擁壁工、⑭基礎工、⑮港湾浚渫工、⑯コンクリート堰堤工

## 農林水産局におけるICT活用工事の試行拡大

### 1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向け、「ICT活用工事」の取組を拡大する。

### 2 内容

#### (1) 適用工種の拡大

適用工種に、「治山ダム工」を追加する

適用工種	
農林共通	土工、舗装工、法面工、付帯構造物設置工
土地改良事業	ほ場整備工、ため池改修工、地盤改良工、水路工、暗渠排水工
治山・林道事業	擁壁工、治山ダム工

注) 事業内容や規模等により対象外になる工事があります。

### 3 その他

試行要領に治山ダム工に関する項目を追加し、「広島県の調達情報」において公表する。

### 4 施行期日

令和8年10月1日以降の積算基準を適用する工事から実施

(対象部局：農林水産局)

## 8 建設工事に係る総合評価落札方式の評価項目の見直し等

### 1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」、「担い手確保と働き方改革」、「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、総合評価落札方式の評価項目を見直し、価格と品質の両面から優れた調達環境づくりを進める。

### 2 適用基準の変更

「工事成績条件付一般競争入札」の工事における適用対象金額の拡大に伴い、請負対象設計金額6千万円以上の工事は、原則として総合評価落札方式により発注を行う。

なお、請負対象設計金額6千万円未満の工事についても、工事の内容に応じて、総合評価落札方式により発注する場合がある。

	改正前 (R8.5 公告まで)	改正後 (R8.6 公告以降)
対象金額	請負対象設計金額 5千万円以上	請負対象設計金額 6千万円以上

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部)

### 3 評価方法の改正点

#### (1) 企業の施工能力「工事成績の平均（最高）点」における対象期間の変更

鋼橋上部工事及びプレストレストコンクリート工事については、企業の施工実績数が減少している状況を踏まえ、過去3年間から過去8年間に評価対象期間を変更する。

(対象型式：全ての型式)

	改正前 (R8.5 公告まで)	改正後 (R8.6 公告以降)
評価対象期間	過去3年間	過去8年間 ※鋼橋上部工事、プレストレストコンクリート工事のみ

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部)

#### (2) 企業の施工能力「建設キャリアアップシステムの活用」の削除

「建設キャリアアップシステム活用工事」の対象拡大に伴い、評価項目から削除する。

(対象型式：全ての型式)

	改正前 (R8.5 公告まで)	改正後 (R8.6 公告以降)
総合評価落札方式	請負対象設計金額3億円未満の全ての型式で評価	削除
(参考)建設キャリアアップ活用工事	請負対象設計金額3億円以上の工事で適用	原則全ての工事で適用

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部)

#### (3) 配置予定技術者の能力「工事成績の平均（最高）点」における対象期間の変更

鋼橋上部工事及びプレストレストコンクリート工事については、配置予定技術者の施工実績数が減少している状況を踏まえ、過去6年間から過去8年間に評価対象期間を変更する。

(対象型式：全ての型式)

	改正前 (R8.5 公告まで)	改正後 (R8.6 公告以降)
評価対象期間	過去6年間	過去8年間 ※鋼橋上部工事、プレストレストコンクリート工事のみ

(対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部)

(4) 配置予定技術者の能力「評価対象となる従事役職」の拡大

監理技術者補佐及び準じる技術者（担当技術者）における評価実績の対象を拡大する。

◎：新規（R8.6 公告以降） ○：既存 ×：評価対象外

評価項目	主任（監理） 技術者	現場代理人	監理技術者 補佐	準じる技術者 （担当技術者）	低入札技術者
工事成績の平均（最高）点	○	○	◎	×	×
同種・同規模の施工経験	○	○	○	○	×
同一業種の施工経験	○	○	○	○	×
同一業種の従事役職	○	○	◎	×	×
ICT 活用工事の施工経験	○	○	◎	◎	×

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局、上下水道部）

評価項目	主任（監理） 技術者	現場代理人	監理技術者 補佐	準じる技術者 （担当技術者）	低入札技術者
同種同規模の施工経験	○	◎	◎	◎	×

（対象部局：営繕課）

(5) 地域の精通性「過去4年間の災害復旧工事等の受注実績」における設定条件の変更

災害発生状況が地域ごとに大きく異なってきており、災害受注実績の地域差による入札の公平性を保つため、土木一式工事において、発注する建設事務所（支所）の管外から入札参加を認める場合は、評価項目から削除する。

（対象型式：実績評価1型、実績評価2型）

改正前（R8.5 公告まで）	改正後（R8.6 公告以降）
設定条件なし	発注する建設事務所（支所）の管外から入札参加を認める場合、評価項目から削除

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課除く）、商工労働局）

4 その他

(1) 技術資料における記載事項の明確化

ア 提出様式第3-1号（実施方針）

公告で求めている事項の記載漏れを防ぐため、次のとおり提出様式を変更する。

実施方針
<p><b>【施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等に関する留意事項】</b></p> <p>記載例（周辺環境）のため、○○に留意する必要がある。            （施工時期）のため、○○に留意する必要がある。            （施工条件）のため、○○に留意する必要がある。            （施工方法）のため、○○に留意する必要がある。            など、必要に応じて図表等を用い具体的に記述すること。</p> <p>（技術提案の「品質及び施工に関する課題」に関連する留意事項） ※課題数に応じて、項目の削除を行うこと</p> <p>(1) ○○○に関する課題            上記記載例を参考に施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等を踏まえた課題に対応する留意事項を具体的に記載すること。</p> <p>(2) △△△に関する課題            上記記載例を参考に施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等を踏まえた課題に対応する留意事項を具体的に記載すること。</p> <p>(3) □□□に関する課題            上記記載例を参考に施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等を踏まえた課題に対応する留意事項を具体的に記載すること。</p>

## イ 提出様式第3-2号（施工に関する課題・品質に関する課題に係る技術提案）

公告で求めている事項の記載漏れを防ぐため、次のとおり提出様式を変更する。なお、必要に応じて構造図や説明用図表、実績データ、パンフレット、論文等を資料に用いる場合は、A4用紙3枚以内にする。

提案は下表にて作成すること。

施工・品質に関する課題	(記載例) コンクリートの品質確保について																																								
評価の視点	(記載例) 運搬・打設・締固めのいずれかに関する工夫 ※視点ごとに記述																																								
提案内容	(提案項目) (記載例) ○○を実施する。 × (複数提案) : ○○を実施するとともに、△△を行う。 ※1視点1提案とし、複数提案と見なされる記述はしない。																																								
	(提案理由) (記載例) 工事個所の(周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性)が、□□のため、○○を実施することにより、◎◎の品質が向上する。																																								
	(具体的な対応) 【時期(いつ)】 (記載例) ○○の施工時、○○を実施した直後 など 【材料・機械等(何を)】 (記載例) 使用材料・工法名(NETIS番号)、使用機械名 など 【場所(どこに)】 (記載例) 提案内容を実施する箇所・部位 など 【使用量(どれだけ)】 (記載例) m <sup>2</sup> 当○kg、○mピッチ、○回 など																																								
標準案との相違点	(標準案) (留意点) 設計図書(共通仕様書、特記仕様書等を含む)で示す施工方法や品質管理基準等を記述																																								
	(相違点) (記載例) 標準案に加え○○を実施する、○○を用いて管理する など																																								
期待される効果	(留意点) 技術提案の内容により標準案に比べどのような効果が得られるか極力定量的に記述																																								
提案内容の確実性	(留意点) 過去の実績やデータに基づき、提案内容の有効が確認できることや提案された方法で品質が確保されることが保証されていることなど、提案内容が確実に品質向上等につながることを把握できるように記述(客観的に、提出資料のみで確実性が判断できない場合は評価しない)																																								
概算工事費(増加分)(千円)	増加工事費: ○○,○○○(千円) ※諸経費を含まない額を千円単位で記入すること ※工事費内訳書に記載の額と一致させること。																																								
	(概算増加工事費の根拠事例) 例1 標準案に対して、材料等を変更する提案の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(標準) ○○○(材料)</td> <td>○○○</td> <td>100</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>3,000</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>(提案) △△△(材料)</td> <td>△△△</td> <td>100</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>7,000</td> <td>700,000</td> </tr> <tr> <td>概算増加工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>400,000</td> </tr> </tbody> </table>						項目	規格	数量	単位	単価	金額	(標準) ○○○(材料)	○○○	100	m <sup>3</sup>	3,000	300,000	(提案) △△△(材料)	△△△	100	m <sup>3</sup>	7,000	700,000	概算増加工事費					400,000											
項目	規格	数量	単位	単価	金額																																				
(標準) ○○○(材料)	○○○	100	m <sup>3</sup>	3,000	300,000																																				
(提案) △△△(材料)	△△△	100	m <sup>3</sup>	7,000	700,000																																				
概算増加工事費					400,000																																				
例2 標準案に対して、工法等を変更する提案の場合(過去事例から算出する場合) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(過去事例)</td> <td colspan="5">令和○年度 主要地方道○○線 道路改良工事(○工区)</td> </tr> <tr> <td>○○工法</td> <td></td> <td colspan="4">15,300,000円 ÷ 1000m<sup>3</sup> = 15,300円/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>(標準) ○○工法</td> <td></td> <td>500</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>10,000</td> <td>5,000,000</td> </tr> <tr> <td>(提案) ○○工法</td> <td></td> <td>500</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>15,300</td> <td>7,650,000</td> </tr> <tr> <td>概算増加工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,650,000</td> </tr> </tbody> </table>						項目	規格	数量	単位	単価	金額	(過去事例)	令和○年度 主要地方道○○線 道路改良工事(○工区)					○○工法		15,300,000円 ÷ 1000m <sup>3</sup> = 15,300円/m <sup>3</sup>				(標準) ○○工法		500	m <sup>3</sup>	10,000	5,000,000	(提案) ○○工法		500	m <sup>3</sup>	15,300	7,650,000	概算増加工事費					2,650,000
項目	規格	数量	単位	単価	金額																																				
(過去事例)	令和○年度 主要地方道○○線 道路改良工事(○工区)																																								
○○工法		15,300,000円 ÷ 1000m <sup>3</sup> = 15,300円/m <sup>3</sup>																																							
(標準) ○○工法		500	m <sup>3</sup>	10,000	5,000,000																																				
(提案) ○○工法		500	m <sup>3</sup>	15,300	7,650,000																																				
概算増加工事費					2,650,000																																				

## (2) 技術資料における注意事項

技術資料の不備や添付資料の不足等による失格や実績の確認ができず減点となる案件が発生していることを踏まえ、「広島県の調達情報」に次のとおり技術資料の作成等に関する注意事項を掲載する。

### ア 掲載資料

「技術資料の作成等に関する注意事項（Q&A）」

### イ 掲載場所

「広島県の調達情報」－「入札・契約制度」－「入札・契約制度関係要綱」－「総合評価等」

## 5 施行期日

令和8年6月1日以降に公告する工事から実施する。

### 【参考】

令和9年6月1日以降に公告する工事における改正点（予定）	
<p>○ 企業の施工能力「登録基幹技能者の配置」における対象業種の追加                      技能労働者の確保及び育成のさらなる推進のため、これまでの評価対象であった「登録基幹技能者」に加え、次の技能者についても、工事内容に応じて評価の対象とする。                      (対象型式：全ての型式)</p>	
業種区分	登録基幹技能者
とび・土工・コンクリート工事	登録あと施工アンカー基幹技能者
	登録土質改良基幹技能者
法面処理工事	登録道路等法面保護基幹技能者
	登録斜面防災基幹技能者
<p>○ 配置予定技術者の能力「主任（監理）技術者の保有する専門資格」の追加                      工事的目的物の品質確保や安全管理の観点から、必要な経験や専門知識を有する者を適切に評価するため、工事内容に応じて次の専門資格を評価の対象とする。                      (対象型式：全ての型式)</p>	
業種区分	登録基幹技能者
土木一式工事	海上工事施工管理技術者
塗装工事	路面標示施工技能士
	鋼橋塗装技能士
法面処理工事	グラウンドアンカー施工士
<p>○ 令和9・10年度建設工事入札参加者名簿作成による災害復旧工事の受注実績の更新                      令和9・10年度建設工事入札参加者名簿の作成にあたり、災害復旧工事の受注実績の評価対象期間を変更し受注実績を更新する。                      (対象型式：実績評価1型、実績評価2型)</p>	
対象名簿	評価対象期間
令和7・8年度名簿	令和2年11月1日から令和6年10月31日
令和9・10年度名簿	令和4年11月1日から令和8年10月31日
※対象工事は、評価対象期間に引き渡しを受けた災害復旧工事等とし、応急復旧工事は対象外	
令和9年9月1日以降に公告する工事における改正点（予定）	
<p>○ 配置予定技術者の能力「主任（監理）技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者等の表彰に該当」における評価基準の改正                      若手技術者のさらなる登用を促進するため、「若手優秀技術者表彰」の評価項目の設定を全ての業種に拡大する。                      (対象型式：全ての型式)</p>	
改正前（R9.8公告まで）	改正後（R9.9公告以降）
土木一式工事のみ対象	全ての業種を対象

総合評価落札方式【建設工事（土木工事）】の評価項目改正案（R8.6～）

1/2

	実績評価 2型	実績評価 1型	技術評価 2型	技術評価 1型 (3億円未満)	技術評価 1型 (3億円以上)
<b>(1) 技術提案</b>			8.0～11.0	8.0～15.0	19.0～30.0
①実施方針					3.0
②品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
③施工に関する課題			(4.0)8.0	◎4.0	◎8.0
④工期設定の適切性			◎3.0	◎3.0	◎3.0
<b>(2) 企業の施工能力</b>	<b>6.0～10.0</b>	<b>11.0～14.0</b>	<b>11.0～14.0</b>	<b>11.0～14.0</b>	11.0～14.0
①過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
②過去3又は8 <sup>※1</sup> 年間の工事成績3件の平均点（過去3又は8 <sup>※1</sup> 年間の工事成績の最高点 <sup>※2</sup> ） ※1鋼橋上部工事、PC工事のみ ※2「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④登録基幹技能者の配置	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤自社施工	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>⑥建設キャリアアップシステムの活用【削除】</b>	<b>1.0 削除</b>	<b>◎1.0 削除</b>	<b>◎1.0 削除</b>	<b>1.0 削除</b>	
⑦「過去2年間の「広島県建設分野の革新技術活用制度」登録技術者の活用実績の有無	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ICT活用工事の実績の有無	◎2.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>(3) 配置予定技術者の能力</b>	<b>10.0～14.0</b>	<b>10.0～13.0</b>	<b>8.0～11.0</b>	<b>8.0～11.0</b>	<b>8.0～11.0</b>
①主任（監理）技術者の保有する専門資格	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
②若手・女性技術者の高配置	2.0	2.0			
③過去6又は8 <sup>※1</sup> 年間の工事成績3件の平均点（過去6又は8 <sup>※1</sup> 年間の工事成績の最高点 <sup>※2</sup> ） ※1鋼橋上部工事、PC工事のみ ※2「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④過去15年間の主任（監理）技術者等の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者等の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤過去15年間の主任（監理）技術者等の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥過去2年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦主任（監理）技術者等が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当 ※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑧ICT活用工事の施工経験の有無	◎3.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0	◎2.0
<b>(4) 地域の精通性</b>	<b>4.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>
①地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」は◎選択	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
②過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
<b>(5) 地域貢献の実績（発注事務所管内での実績に限定）</b>	<b>2.0～8.0</b>	<b>1.0～3.0</b>			
①過去1年間のボランティア活動の実績の有無 (キョド、ゾリド制度認定)	2.0	1.0			
②過去5年間の地域維持業務の受注実績 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務）	◎2.0 土木一式のみ				
③過去4年間の災害復旧工事等の受注実績	◎4.0 土木一式のみ	◎2.0 土木一式のみ			
<b>(6) 施工体制評価</b>	<b>0～5.0</b>	<b>0～5.0</b>	<b>0～5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>0～5.0</b>
①調査基準価格以上で応札 ※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
<b>(7) 指名除外の状況</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>
①過去1年間に於ける指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
<b>合計</b>	<b>21.0～41.0</b>	<b>22.0～36.0</b>	<b>27.0～42.0</b>	<b>32.0～46.0</b>	<b>38.0～61.0</b>
<b>配点（換算値）</b>	<b>60点換算</b>	<b>60点換算</b>	<b>60点換算</b>	<b>60点換算</b>	<b>70点換算</b>

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)②、③において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

下線部は変更箇所

	地域維持型
<b>(2) 企業の施工能力</b>	<b>5.0~7.0</b>
① 過去3年間の工事成績の最高点	3.0
② 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0
③ 登録基幹技能者の配置〈選択〉	◎1.0
④ 自社施工〈選択〉	◎1.0
<b>(3) 配置予定技術者の能力</b>	<b>8.0~9.0</b>
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格〈選択〉	◎1.0
② 過去6年間の工事成績の最高点	1.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者 <sup>等</sup> の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0
④ 過去15年間の主任(監理)技術者 <sup>等</sup> の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0
⑤ 過去2年間の継続教育(CPD)の取り組み	2.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0
<b>(4) 地域の精通性</b>	<b>6.0~12.0</b>
① 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者又は単体企業】	3.0
② 地域内における主たる営業所の有無【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
③ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者又は単体企業】	3.0
④ 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【JV代表者以外の構成員】	◎3.0
<b>(5) 地域貢献の実績(発注事務所管内での実績に限定)</b>	<b>2.0~8.0</b>
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マインド、ラブラー制度認定)【JV代表者又は単体企業】	2.0
② 過去1年間のボランティア活動の実績の有無(マインド、ラブラー制度認定)【JV代表者以外の構成員】	◎2.0
③ 過去5年間の地域維持業務委託 <sup>*</sup> の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者又は単体企業】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
④ 過去5年間の地域維持業務委託 <sup>*</sup> の受注実績の有無【土木一式のみ】【JV代表者以外の構成員】 ※昼夜問わず緊急対応が必要な業務(路線委託業務、除雪業務(凍結防止剤散布含む)及び防潮扉開閉業務)	◎2.0
<b>(6) 指名除外の状況</b>	<b>-1.0</b>
① 過去1年間に於ける指名除外措置の有無	-1.0
<b>(7) 施工体制評価</b>	<b>5.0</b>
① 調査基準価格以上で応札	5.0
<b>合計</b>	<b>26.0~41.0</b>
<b>配点(換算値)</b>	<b>50点換算</b>

※評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

総合評価落札方式【建設工事（営繕工事）】の評価項目改正案（R8.6～）

	実績評価型	技術評価2型	技術評価1型
<b>1 技術提案について</b>		9.0	18.0
(1)工事目的物の性能・機能の向上に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)			9.0
(2)社会的要請への対応に関する課題 (最大3視点/1課題, 1提案/1視点)		9.0	9.0
<b>2 企業の施行能力について</b>	8.0	8.0	8.0
(1)過去15年間の同種・同規模の施工実績	1.0	1.0	1.0
(2)過去5年間の工事成績の3件の平均点（県発注工事に限る）	3.0	3.0	3.0
(3)当該業種における過去2年間の優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
(4)登録基幹技能者の配置（選択）	1.0	1.0	1.0
(5)建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0
<b>3 配置予定技術者について</b>	7.0～8.0	3.0～4.0	3.0～4.0
(1)若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置	2.0		
(1)過去15年間の主任(監理)技術者等としての施工経験	3.0	1.0	1.0
(2)過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	1.0	1.0	1.0
(3)主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0
(4)主任(監理)技術者の保有する資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>4 地域の精通性・貢献度について</b>	3.0～4.0	2.0～3.0	2.0～3.0
(1)地域内における本店の有無	2.0	1.0	1.0
(2)近隣地域における同種・同規模工事の過去10年間の施工実績	1.0	1.0	1.0
(3)広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>5 施工体制評価</b>	0～5.0	0～5.0	0～5.0
(1)調査基準価格以上の場合加点。※5億円未満のみ	◎5.0	◎5.0	◎5.0
<b>6 指名除外の状況</b>	-1.0	-1.0	-1.0
(1)過去1年間における指名除外の有無	-1.0	-1.0	-1.0
<b>合計</b>	18.0～25.0	22.0～29.0	31.0～38.0
<b>配点（換算値）</b>	40点換算	50点換算	60点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※◎は工事内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

## 9 工事成績条件付一般競争入札及び災害実績条件付一般競争入札の対象の拡大

### 1 趣旨

「工事成績条件付一般競争入札」及び「災害実績条件付一般競争入札」を一部改正し、優良な建設事業者及び地域の守り手である建設事業者の受注機会の確保を図る。

### 2 工事成績条件付一般競争入札の対象の拡大

優良な建設事業者の受注機会の確保を図るため、当該入札方式の適用範囲を請負対象設計金額1千万円以上6千万円未満に拡大する。

	改正前	改正後
請負対象設計金額	1千万円以上5千万円未満	1千万円以上 <u>6千万円未満</u>
対象業種	土木一式工事	変更なし
入札参加に必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事指名業者等選定要綱第4条に規定する県建設工事入札参加資格者名簿における平均工事成績73点以上</li> <li>・工事を発注する発注機関の管内に建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所を有する</li> </ul>	変更なし

### 3 災害実績条件付一般競争入札の対象の拡大

地域の守り手である建設事業者の受注機会の確保を図るため、当該入札方式の適用範囲を請負対象設計金額1千万円以上6千万円未満に拡大する。

		改正前	改正後
請負対象設計金額		1千万円以上5千万円未満	1千万円以上 <u>6千万円未満</u>
対象業種		土木一式工事	変更なし
入札参加に必要な資格	受注実績 ※1	格付B：3件以上 格付C：2件以上 格付D：1件以上	
	請負代金額※1	格付B、C、D：合計額が1億円以上	
	下請金額 ※2	格付C、D：合計額が請負対象設計金額の1/2以上	

※1：過去4年間に元請として工事を完成させ、引渡した実績

※2：過去2年間に、下請として工事を完成させ、元請業者に引き渡した実績

### 4 施行期日

令和8年6月1日以降に公告する工事から実施する。

(対象部局：土木建築局、農林水産局、商工労働局)

## 10 遠隔臨場実施工事の拡大

### 1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」等（以下「段階確認等」という。）に伴う受注者の待機時間や発注者の移動時間の削減、立会日時等を柔軟に調整でき、効率的な時間の活用が可能となる「遠隔臨場実施工事」の取組を拡大する。

### 2 内容

#### (1) 対象工事

請負対象設計金額5千万円以上の工事に加え、現場までの移動に時間を要する工事は、原則、「発注者指定型」で実施する。また、それ以外の工事は、「受注者希望型」で実施する。

なお、通信環境が整わない現場や、工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、対象外とする。

発注型式	改正前	改正後
発注者指定型	請負対象設計金額5千万円以上	請負対象設計金額5千万円以上 又は 現場までの移動に時間を要する工事
受注者希望型	請負対象設計金額5千万円未満	上記以外の工事

※現場までの移動に時間を要する工事とは、離島のようなフェリーの待機時間がある工事や現場までの往復に1時間以上を要する工事などをいう。

#### (2) 実施方法

「広島県土木工事共通仕様書」に定める段階確認等を対象とし、そのうち、遠隔臨場を実施する項目は、「遠隔臨場の適応性一覧表（案）令和5年5月 広島県」を参考に、現場条件を踏まえ、受発注者協議の上で決定する。

#### (3) 費用

発注型式によらず、遠隔臨場の実施にかかる費用は「建設現場等の遠隔臨場に関する実施要領」に記載の「費用」の考え方に基づき、技術管理費に積上げ計上する。

### 3 その他

発注型式によらず、遠隔臨場を未実施の場合、工事成績評定の減点は行わない。

### 4 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）

## 11 遠隔臨場による実地検査の試行

### 1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、工事検査における実地検査の「出来形」、「品質」及び「出来ばえ」の各実地検査項目に遠隔臨場を活用し、受発注者双方の移動時間削減や工事検査の効率化を図る。

遠隔臨場による実地検査（以下、「遠隔実地検査」という。）とは
<p>受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、発注者が遠隔地から Web 会議システム等を介して、実地検査における「出来形」、「品質」及び「出来ばえ」の検査を行うこという。</p> <p>なお、遠隔臨場実施工事とは、発注者が遠隔で「立会」や「段階確認」等を行うことをいう。</p>

### 2 内容

#### (1) 対象工事

遠隔臨場実施工事において、遠隔実地検査により効果が見込める工事を対象とし、原則、「受注者希望型」で実施する。

なお、検査当日までの事前準備において、監督職員と参事（検査職員）が、遠隔地からでは十分な検査ができないと判断した場合は、遠隔実地検査を中止し、従来方法で検査する。

検査項目		検査内容	従来方法	試行方法
書類検査	工事实施状況		対面又は Web 会議システム等	同左
	出来形			
	品質			
	出来ばえ			
実地検査	出来形		現場実地検査	遠隔実地検査
	品質			
	出来ばえ			

#### (2) 費用

遠隔実地検査の実施にかかる費用については、遠隔臨場実施工事の実施にかかる費用に含まれるが、遠隔実地検査を行うために追加で要する費用が生じた場合は受発注者間で協議の上、積上げ計上する。

### 3 その他

遠隔実地検査を未実施の場合、工事成績評定の減点は行わない。

### 4 施行期日

令和 8 年 6 月 1 日以降に指名・公告等する工事から実施する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、農林水産局、商工労働局）

## 12 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する試行

### 1 趣旨

「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、現場打ちコンクリート構造物における鉄筋組立て完了時の段階確認に際し、「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測」を試行し、出来形管理の高度化や受発注者間の業務効率化を図る。

### 2 内容

#### (1) 対象工事

現場打ちコンクリート構造物の鉄筋組立てを施工する工事のうち、「広島県土木工事共通仕様書」において、鉄筋組立て完了時に「段階確認」が求められている工事を対象に、「受注者希望型」で実施する。

#### (2) 取組

現場打ちコンクリート構造物の鉄筋組立て完了時の段階確認に際し、所定の性能を有するデジタルカメラ等で撮影した画像から、鉄筋間隔・鉄筋径等を計測し、設計図書と対比できる場合、従来必要だった準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）や計測作業は不要とする。

所定の性能を有するデジタルカメラ等とは
従来のスケール等を用いた実測方法と同等以上の精度で計測できる技術のことをいい、次の機器等で構成させることが一般的である。
(1) 機器単体
ア 単眼又は複眼カメラ
イ パソコン、タブレットPC、クラウドサーバー など
(2) ソフトウェア
ア 撮影された複数の写真等から鉄筋位置等を認識して計測する画像計測ソフト
イ 設計値の取り込みから検査帳票の作成までを行う出来形帳票作成ソフト

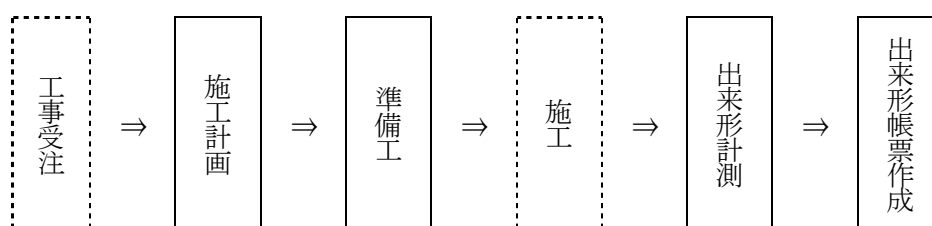


図 試行の対象とする業務範囲（実線部）

#### (3) 費用

本試行にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

#### (4) 工事成績評定

本試行を実施した場合は、工事成績評定表の「創意工夫」で評価する。

### **3 その他**

工種や部位、配筋量や撮影環境等により、デジタルカメラ等で直接撮影することが困難な場合や計測精度が低下する場合は、事前に監督職員と協議した上で、従来方法により実測することができる。なお、その場合の工事成績評定の減点は行わない。

### **4 施行期日**

令和8年6月1日以降に指名・公告等する建設工事から実施する。

(対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、農林水産局、商工労働局)

## 13 建設工事における猛暑対策の取組の拡大

### 1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、現場従事員の働きやすい職場環境の確保を図るため、建設工事における猛暑対策等の取組を拡大する。

### 2 内容

猛暑による厳しい環境下での現場作業を回避するため、受注者が作業期間や時間を柔軟に選択できるよう、取組を拡充する。また、労働安全衛生規則の改正に伴う、熱中症対策の拡充を図る。

#### (1) 猛暑日、降雨又は降雪（以下、「猛暑日等」という。）を考慮した工期延長について

##### ア 対象工事

原則、全ての屋外工事を対象とする。

##### イ 内容

受注者は、当初発注時に見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合、発注者と協議により工期延長できる。

##### ウ 費用

工期延長日数に応じて「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」（土木工事標準積算基準書（共通編）第I編総則 第9章）により積上げ計上する。

#### 当初発注時に見込んでいる天候等による作業不能日

当初発注時に見込んでいる天候等による作業不能日は、次の事項を特記仕様書に記載する。

- ・ 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日
- ・ 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数

※過去5か年の気象庁（広島観測所）及び環境省（広島地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

#### (2) 猛暑時間の施工回避について

##### ア 対象工事

原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、現場の状況により作業時間が決められている工事は除く。

##### イ 内容

受注者は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避するため、作業の開始時間や終了時間を発注者と協議し設定できる。この場合、作業時間の短縮を補うため、工期を延長することができるものとする。なお、対象期間は、6月1日から9月30日までとする。

##### ウ 費用

工期延長に伴う現場維持等の費用計上は行わないものとする。

#### 工期延長日数の算出（作業時間を短縮した場合）

作業時間を短縮した場合、次のとおり工期延長の日数を算出する。

工期の延長日数<sup>\*1</sup>（日）＝短縮時間（時間）×対象期間<sup>\*2</sup>（日）÷8（時間）

なお、猛暑日による作業不能日とは、別に考慮できるものとする。

※1 小数第1位を切り上げるものとする。

※2 現場閉所日を含む。

### (3) 熱中症による健康障害発生時の対応計画

#### ア 対象工事

猛暑による厳しい環境下での現場作業<sup>\*</sup>が見込まれる工事を対象とする。

※WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で、連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超える作業

#### イ 内容

受注者は、熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断ができるよう、「緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先や所在地」及び「作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順」などを作成し、施工計画書に記載し、工事関係者へ周知する。

### 3 施行期日

令和 8 年 6 月 1 日以降に指名・公告等する工事から実施する。

(対象部局：土木建築局（営繕課を除く）、農林水産局、商工労働局)

## 14 県内建設事業者の事業承継等の促進支援措置の延長等

### 1 趣旨

建設産業をとりまく環境変化等を踏まえ、県内の建設業者の合併その他の協業化の促進を図るため、入札参加における特例制度の延長を行うとともに、適用条件の緩和等を行う。

### 2 申請期限

改正前	改正後
令和8年3月31日まで	令和13年3月31日まで

### 3 内容

項目	改正前	改正後
対象	事業譲渡、合併会社、分割承継、協業組合 ※合併等日から6か月以内 ※指名除外措置、監督処分等がされた場合は取消	事業譲渡、合併会社、分割承継、協業組合
特例措置	≪総合数値の調整≫ ・格付時の総合数値を15%加算 (申請日時点の名簿有効期限まで) ・格付時の総合数値を10%加算 (上記名簿の次回名簿の有効期限まで)	≪総合数値の調整≫ ・格付時の総合数値を15%加算 (合併等日時点の名簿有効期限まで) ・格付時の総合数値を10%加算 (上記名簿の次回名簿の有効期限まで)
	≪受注機会の確保≫ ① 直近下位ランクにおける入札参加 ・合併会社等の主たる営業所 ② みなし主たる営業所扱い ・平成13年4月1日以降に県発注工事の受注実績のある合併会社の営業所 ○ 適用条件 ・適用を受けようとする業種のいずれかについて申請日までの2年以内に500万円以上の県発注工事の元請施工実績を有すること ・申請日までの2年以内に指名除外措置等を受けていないこと ※すべての合併当事会社等が条件を満たすこと ○ 適用期間 ・申請日から3年間 ※上記期間経過後も当分の間は措置継続	≪受注機会の確保≫ ① 直近下位ランクにおける入札参加 ・合併会社等の主たる営業所 ② みなし主たる営業所扱い ・合併等日までの15年以内に県発注工事の受注実績のある消滅会社等の主たる営業所 ○ 適用条件 ・適用を受けようとする業種のいずれかについて合併等日までの4年以内に500万円以上の県発注工事の元請施工実績を有すること ※すべての合併当事会社等が条件を満たすこと ○ 適用期間 ・合併等日から5年間
申請期限	令和8年3月31日まで	令和13年3月31日まで

### 4 施行期日

令和8年4月1日から実施する。

従前の取扱いによる特例措置を適用中の者（申請中の者を含む）については、引き続き従前の取扱いによる措置を適用する（受注機会の確保措置の適用期間満了後も措置を継続している者については、適用期間を令和9年5月31日までとする。）。

（対象部局：全部局）

## 県内建設事業者が事業承継等した場合の特例措置

県内建設事業者が事業承継等を行った場合には、次の特例措置を受けることができます。

### 1 入札参加資格認定における総合数値の加算

- (1) 合併時点の入札参加資格者名簿の期間 …… 15%加算
  - (2) (1)の期間経過後の入札参加資格者名簿の期間 …… 10%加算
- 総合数値の加算により上位ランクに昇格する可能性があります。

### 2 受注機会の確保措置

- (1) 主たる営業所の所在地における直近下位ランクへの入札参加
- 上位ランクに昇格した場合でも、従前のランクへの入札参加が可能です。

<適用条件1>

- 全ての当事者が、いずれかの業種について、500万円以上の県発注工事の元請施工実績（合併等日までの4年以内に限る）を有すること

- (2) 支店（営業所）を主たる営業所とみなしての入札参加
- 事業承継等により受注機会が拡大します。

<適用条件2>

- 消滅会社等の主たる営業所であること
- <適用条件1>に加え、対象となる営業所に県発注工事の受注実績（合併等日までの15年以内に限る）があること

(例) A社がB社を事業承継し、B社の主たる営業所がA社のB支店になった場合。

	入札参加資格	〇〇建設事務所管内	△△建設事務所管内	□□建設事務所管内
<b>A社</b>	土:B 建:C ほ:B	【主たる営業所】 土: <b>実績あり</b> 建: 実績なし ほ: 実績なし	_____	【X支店】 土: 実績なし 建: 実績なし ほ: <b>実績あり</b>
<b>B社</b>	土:B 建:B	_____	【主たる営業所】 土: 実績なし 建: <b>実績あり</b>	_____



	入札参加資格	〇〇建設事務所管内	△△建設事務所管内	□□建設事務所管内
<b>A社</b>	土:A 建:B ほ:A  <b>ランクUP</b>	【主たる営業所】 土: A, B 建: B, C ほ: A, B  直近下位ランクとして入札参加可能	【B支店】 ※(旧)B社の主たる営業所 土: A 建: B ほ: A  入札において主たる営業所とみなす	【X支店】 土: A 建: B ほ: A  入札において従たる営業所とみなす

※各支店（営業所）は当該業種について建設業許可を有している必要があります。

## 15 管理技術者の兼務条件の見直し

### 1 趣旨

測量・建設コンサルタント等業務について、人材の有効活用を図るため、管理技術者の兼務条件の見直しを行う。

### 2 内容

契約金額4,500万円以上の業務における専任区分を廃止し、契約金額500万円以上の業務における兼務条件を見直す。

	改正前	改正後
4,500万円以上	原則として専任 ただし技術士又は一級建築士は当該業務の他に10件以上又は契約金額（業務分野を特定して配置している業務については当該業務分野別金額）の総額が5億円を超える業務の管理技術者の兼務不可	管理技術者又は担当技術者として従事する業務の契約金額の総額が5億円、または、件数が10件を超えないこと  【主な変更点】 ・専任区分の廃止 ・兼務条件の緩和（技術士等要件の廃止） ・兼務制限の対象拡大 （担当技術者として従事する業務）
500万円～ 4,500万円未満	当該業務の他に5件以上の業務（500万円以上4,500万円未満の業務）の管理技術者の兼務は不可	
500万円未満	兼務制限の対象外	同左

※「従事する業務」は、特定後未契約のもの及び落札決定後未契約のものを含み、発注者との契約金額が500万円以上の業務をいう。

#### （留意事項）

- 業務の一部のみに従事する技術者であっても、全履行期間及び契約総額で評価する。
- 変更契約により、履行期間または契約金額が変更された場合、変更後の履行期間及び契約金額により評価する。
- 履行期間中に変更契約により兼務制限を超えた場合、遅滞なく報告すること。その上で、当該管理技術者が業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、同等以上の技術者への交代を求める場合がある。

### 3 「従事する業務の契約金額」の算定方法

契約期間	受注形態	算定方法
単年契約	単体企業	契約金額
	設計共同体	契約金額×出資比率
複数年契約	単体企業	契約金額×各年度の履行月数÷履行期間の総月数
	設計共同体	契約金額×各年度の履行月数÷履行期間の総月数×出資比率

※ 月数は日数が1日以上であれば1月として扱う。

※ 複数年契約は、単年度契約後履行期間を次年度に延長したものも含む。

※ 部分引渡し後の契約金額は、部分引渡しに係る業務委託料を除く額とする。

（部分引渡しに係る業務委託料＝指定部分（引渡部分）に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料））

### 4 施行期日

令和8年6月1日以降に指名等する業務から実施する。

なお、従前の取扱いにより、契約済の業務または指名等を行った業務についても、この取扱いの対象とする（入札手続き中の業務は、契約後から対象とする。また、契約済の業務で新基準を超えた配置を行っている場合の技術者の変更等は要さない。）

（対象部局：全部局）

## 16 年間平均実績高要件の廃止について

### 1 趣旨

地域の測量・建設コンサルタント等業務の担い手の確保・育成を図るため、年間平均実績高要件を廃止する。

### 2 内容

年間平均実績高要件を廃止する。

(指名競争入札、随意契約、プロポーザル方式など全てにおいて廃止)

### 3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名等する業務から実施する。

(対象部局：全部局)

## 17 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式の評価項目等の見直し

### 1 趣旨

働き方改革や担い手確保・育成の実現、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図るため、履行確認に伴う業務成績評定点の減点及び評価項目の取扱いを一部改正する。

### 2 業務成績評定の減点の取扱い

管理及び担当技術者の変更については、変更後の技術者の評価点が入札時の評価点を下回った場合、業務成績評定点を減点していたが、やむを得ない理由（死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等）による変更の場合、減点の対象から除外する。

業務成績評定の減点	改正前	改正後
やむを得ない理由による技術者の変更	変更後の評価点が入札時の評価点を下回った評価項目毎に5点減点	業務成績評定の減点は行わない

### 3 評価項目の改正点

#### <配置予定管理技術者の能力「主たる業務分野の優秀技術者の表彰」の追加>

優秀な技術者を適切に評価するため、全ての型式について、配置予定技術者が過去2年間の優良建設工事等表彰における「優秀技術者の被表彰者」である場合、加点点評価する。

評価項目	評価基準	
管理技術者が主たる業務分野の優秀技術者	特別表彰の該当あり	1.0点
	優秀技術者表彰の該当あり	0.5点
	該当なし	0.0点

### 4 施行期日

令和8年6月1日以降に指名する業務から実施する。

（対象部局：農林水産局、土木建築局（営繕課を除く）、商工労働局、上下水道部）

令和9年9月1日以降に指名する業務における改正点（予定）
<p>配置予定管理技術者の能力「主たる業務分野の優秀技術者の表彰」の評価基準の変更</p> <p>若手技術者の登用を促進するため、若手優秀技術者表彰制度の改正を踏まえ、配置予定技術者が過去2年間の若手優秀技術者表彰における「優秀技術者の被表彰者」である場合、加点点評価する。</p>

総合評価落札方式の評価項目改正案 (R8.6～)

評価項目	型式					
	技術評価型		実績評価1型		実績評価2型	
(1) 企業の能力	(11)		(7)～(10)		(9)	
過去10年間の同種・同規模業務の実績	(2)		◎(2) <sup>※3</sup>			
過去3年間の同種業務分野3件の業務成績評定の平均点	(4)		(2)		(2)	
地域の精通性(本店所在地)			◎(1) <sup>※3</sup>		(2)	
品質確保体制(実施体制)	(2)		(2)		(2)	
過去2年間に当該主たる業務分野で優良建設コンサルタントの表彰に該当	(1)		(1)		(1)	
過去2年間のCIMモデル業務の実績	(2)		(2)		(2)	
(2) 配置予定管理技術者の能力	<u>(22)</u>		<u>(25)</u>		<u>(19)</u>	
保有する資格	(3)		(4)		(3)	
若手技術者又は女性技術者の配置					(2)	
手持ち業務予定件数	(3)		(4)		(4)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
過去10年間の同種業務の実績	(6)		(6)			
過去5年間の同種業務分野(部門)の業務成績評定点	(6)		(6)		(5)	
<u>過去2年間に当該主たる業務分野で優秀技術者の表彰に該当</u>	<u>(1)</u>		<u>(1)</u>		<u>(1)</u>	
過去4年間のCIMモデル業務の実績	(1)		(1)		(1)	
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)		(7)		(7)	
保有する資格	(2)	(2) <sup>※1</sup>	(4)	(4) <sup>※2</sup>	(4)	(4) <sup>※2</sup>
手持ち業務予定件数	(2)		(4)		(4)	
過去2年間の継続教育(CPD)の取組み	(2)		(3)		(3)	
(4) 技術提案	(20)					
実施方針	(10)					
技術提案	(10)					
(5) 地域貢献の実績			(1)		(2)	
過去5年間の災害等に関する業務の受注実績の有無			(1)		(2)	
(6) 指名除外の状況	(-1)		(-1)		(-1)	
過去1年間の指名除外措置の有無	(-1)		(-1)		(-1)	
技術評価点	<u>(57)</u>		<u>(40)～(43)</u>		<u>(37)</u>	
価格評価点	(35)		(35)		(35)	
評価値(技術評価点+価格評価点)	<u>92</u>		<u>75～78</u>		<u>72</u>	

※1 合計点の上限値は2点とする。

※2 合計点の上限値は4点とする。

※3 ◎は業務の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

下線部は変更箇所

## 18 BIM活用業務の拡大

### 1 趣旨

「建設産業の生産向上」の実現に向け、BIM活用の対象業務を拡大する。

### 2 内容

令和5年度からのBIM推進モデル業務の試行を踏まえ、「広島県営繕事業におけるBIM活用実施要領」を策定し、対象業務範囲を拡大の上、営繕業務のより一層の効率化を図る。

#### (1) 改正概要

	従前	拡大後
対象業務	延床面積が概ね2,000㎡以上の新築工事の設計業務	全ての新築工事の設計業務
発注方式	発注者指定型	①発注者指定型(概ね2,000㎡以上) ②受注者希望型(概ね2,000㎡未満)
業務内容	BIMデータを作成し、パースの作成や設計業務の効率化を図る。また、BIMデータにより意匠図と構造図等の整合性を確保する。	

#### (2) BIM活用の項目について

##### ① 指定項目(延べ面積2,000㎡以上の新営設計業務に設定)

段階	BIM活用の項目	目的
設計	建築物の外観及び内観(一部)の提示	合意形成の円滑化
	実施設計図書(一般図等) <sup>※1</sup> の作成	図面間の整合性の確保

※1 総合、構造の各分野の図面を対象

##### ② 推奨項目<sup>※2</sup>

段階	BIM活用の項目	目的
設計	設計条件等と設計図書の整合性の確認	情報の共有、確認の効率化
	基本設計段階における設備計画の検討	納まりの検証の効率化
	概算工事費の算出	効率的な数量算出、精度の向上
	基本設計図書(一部)の作成	図面間の整合性の確保
	実施設計図書(詳細図等)の作成	図面間の整合性の確保

※2 2,000㎡未満の新営設計業務の場合、上記の指定項目は推奨項目として設定する。

### 3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告する業務から実施する。

(対象部局：土木建築局(営繕課))

## 19 低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直し

### 1 趣旨

第三次・担い手3法を踏まえ、労務費等の必要な経費が確保され、より適切な競争が働くよう、低入札価格調査制度における調査基準価格の算出方法の見直しを行う。

### 2 内容

調査基準価格の算出方法を次のとおり見直す。(詳細は別紙のとおり)

改正前	改正後
入札価格の平均額から算出	全国標準モデル(※)を適用

※ 公共工事等の入札におけるダンピング防止のため、国の関係省庁等を構成員として国土交通省が設置した中央公共工事契約制度運用連絡協議会において策定された算定式(建設工事)及び国土交通省で採用している算定方式(業務)

### 3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する案件から実施する。

(対象部局：全部局)

	改正前(～令和8年5月)	改正後(令和8年6月～)
建設工事	応札者数に応じて以下により算出した額 (設計金額の 85%～92%) <b>【応札者が 5 者以上】</b> 入札価格の平均額-標準偏差(0.5σ) <b>【応札者が 5 者未満】</b> 入札価格の平均額×0.95	以下の合計額(設計金額の 75%～92%) ①直接工事費×0.97 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.90 ④一般管理費等×0.68
測量・建設 コンサルタント 等業務	応札者数に応じて以下により算出した額 (設計金額の 85%～90%) <b>【応札者が 5 者以上】</b> 入札価格の平均額-標準偏差(0.5σ) <b>【応札者が 5 者未満】</b> 入札価格の平均額×0.95	分野ごとに以下の合計額 <b>【測量】</b> (設計金額の 60%～82%) ①直接測量費×1.00 ②測量調査費×1.00 ③諸経費×0.50 <b>【建築】</b> (設計金額の 60%～81%) ①直接人件費×1.00 ②特別経費×1.00 ③技術料等経費×0.60 ④諸経費×0.60 <b>【土木】</b> (設計金額の 60%～81%) ①直接人件費×1.00 ②直接経費×1.00 ③その他原価×0.90 ④一般管理費等×0.50 <b>【地質】</b> (設計金額の 2/3～85%) ①直接調査費×1.00 ②間接調査費×0.90 ③解析等調査業務費×0.80 ④諸経費×0.50 <b>【補償】</b> (設計金額の 60%～81%) ①直接人件費×1.00 ②直接経費×1.00 ③その他原価×0.90 ④一般管理費等×0.50

※ 広島県標準積算基準書等適用案件に限る。

※ 地域維持業務は建設工事に準じるものとする。

※ 表中( )内は調査基準価格の設定範囲を示す。

※ 測量・建設コンサルタント等業務の「その他分野」については予定価格の算出に適用した積算基準に基づく算定式とする

## 20 若手優秀技術者表彰制度の表彰対象の拡大等

### 1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設業」や「建設業の担い手確保・育成」の取組を促進するため、若手優秀技術者表彰制度について、次のとおり見直しを行う。

### 2 内容

令和9年度表彰（令和8年度に引き渡しを受けた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）から、県内業者の若手技術者を幅広く評価するため、表彰対象を拡大するとともに選考基準の見直しを行う。

#### (1) 建設工事における表彰対象及び選考基準

建設工事における表彰対象を発注部局及び業種を問わず、広島県が発注する全ての工事に拡大する。また、各業種における選考基準の工事成績評定点を設定する。

	改正前	改正後
表彰対象	広島県土木建築局が発注した最終契約金額が500万円以上の土木一式工事 (共同企業体の構成員として施工した工事を含む)	広島県(※)が発注した最終契約金額が500万円以上の全ての工事 (共同企業体の構成員として施工した工事を含む) ※公益的法人等(財団、公社等)は除く

	改正前		改正後	
選考基準	土木一式工事	80点	土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事	82点
			大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、建築一式工事	83点
			プレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事	84点

## (2) 測量・建設コンサルタント等業務の表彰対象及び選考基準

広島県が発注する全ての測量・建設コンサルタント業務を表彰対象とする。また、各区分における選考基準の業務成績評定点を設定する。

	改正前	改正後
表彰対象	対象外	広島県（※）が発注した最終契約金額が 500 万円以上の全ての業務 ※公益的法人等（財団、公社等）は除く

	改正前	改正後
選考基準	設定なし	測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、その他業務
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として全期間にわたって配置されていた管理技術者であり、従事開始日時点での年齢が 40 歳以下の者であること</li> <li>・表彰対象業務において、「建設業者等指名除外要綱」第 2 (1) に該当するとして、受注者が指名除外措置された業務の管理技術者でないこと</li> <li>・表彰年度において、優良建設工事等表彰事務取扱要領に定める被表彰者として選定されていないこと</li> <li>・被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適當でないこと</li> </ul>

### 3 優良建設工事等表彰制度

令和 9 年度表彰における改正はしない。

### 4 施行期日

令和 8 年度に引き渡しを受けた建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務を対象とする令和 9 年度表彰から適用する。

(対象部局：全部局)

## 21 地域建設業経営強化融資制度の延長

### 1 趣旨

建設業者の資金需要へ柔軟に対応するため、地域建設業経営強化融資制度の国における制度延長に合わせ5年間延長する。

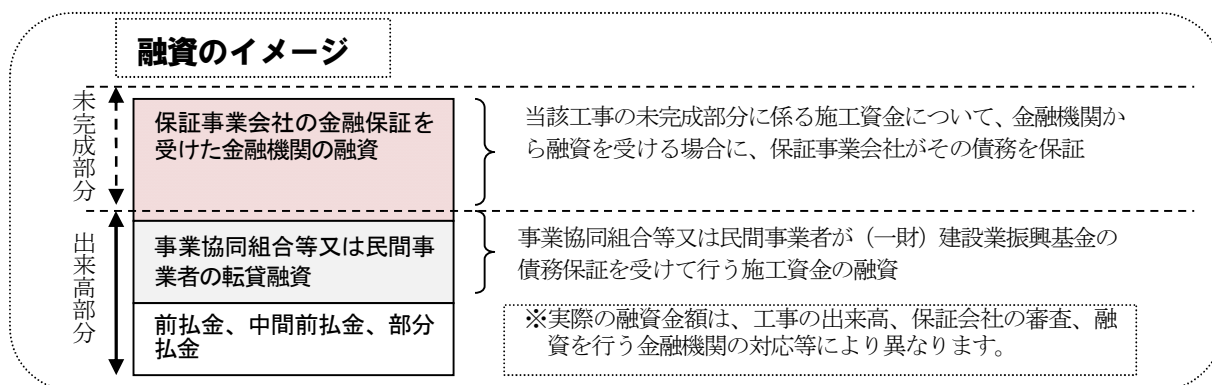
### 2 事業期間

変更前	変更後
令和8年3月31日まで	令和13年3月31日まで

### 3 制度概要

広島県と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者が、地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、県が債権譲渡を承諾することにより、工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けられる制度である。

※中小・中堅建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の業者）



### 4 債権譲渡の対象となる工事

広島県が発注した工事。ただし、以下の工事は対象外

- (1) 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (2) 以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年に亘る工事
  - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - ウ 債務負担行為に係る工事又は翌年度へ繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるもの
- (3) 役務的な保証を必要とする工事
- (4) その他建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事情がある工事

### 5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降

(対象部局：全部局)

## 22 令和9・10年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項の見直し

### 1 趣旨

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をする環境を整備するため、建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項の一部見直しを行う。

### 2 令和9・10年度の評価項目（主観数値）

評価項目		配点	
		改正前	改正後
工事の施工実績	県発注工事の工事成績数値		
	優良建設業者表彰	10点～40点	10点～40点
	担い手の育成		
	CCUSの活用状況	5点～10点 ○事業者登録：5点 ○登録技能労働者割合 10～49%：1点 50～74%：3点 75%以上：5点	5点～10点 ○事業者登録：5点 ○登録技能労働者割合 75%以上：5点
品質等の確保	ISO14005の取得	5点	5点
	建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	5点	5点
	県の重要施策（※県内業者限定）		
	消防団協力事業所の認定※	5点	5点
	広島県保護観察所による協力雇用主の登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録※	5点	5点
	障害者の雇用※	5点	5点
	大規模災害時の協力建設事業者登録制度の登録	5点	5点
	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	5点	5点
	広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	5点	5点
指名除外等の状況（△減点評価）		△10点 （×除外月数）	△10点 （×除外月数）

※ 県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

## 材料費等の記載がない工事費内訳書に対する取扱いの厳格化について（お知らせ）

令和 8 年 4 月  
土木建築局建設産業課

令和 7 年 12 月 12 日、建設業法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）の全面施行により、**入札時に提出する工事費内訳書への材料費等の記載が義務化**されたところですが、**令和 8 年 6 月 1 日以降に指名・公告する工事から、記載がない場合は失格**とします。

### 1 材料費等の記載がない工事費内訳書に対する取扱い

工事費内訳書の様式を改正し、材料費等の記入欄を追加します。また、材料費等の記載が無い場合は原則として失格として取り扱います。

#### （工事費内訳書への記載イメージ）

工事費の内訳					
費目・工種明細など	規格 1・規格 2	単位	数量	金額（円）	技術提案の内容

直接工事費のうち、材料費	*****	円
直接工事費のうち、労務費	*****	円
現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額(※)	*****	円
現場管理費のうち、建退共制度の掛金	*****	円
工事原価のうち、安全衛生経費	*****	円

記載がない場合  
**失格**

※ 建築工事の場合は「工事原価のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額」

### 2 適用日

令和 8 年 6 月 1 日以降に指名・公告する工事から

### 3 その他

記載方法等については、別紙「工事費内訳書への材料費等の記載について」を参考にしてください。

## 工事費内訳書への材料費等の記載について

## 1 各項目について

経費	内容																											
材料費	○ <u>工事の施工に直接使用される材料の調達費用</u> を指します。具体的には、木材、鉄筋、セメント、ガラスなど、工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。																											
労務費	○ <u>工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資</u> となる費用です。  ○基本給相当額（基本給、出来高給）、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）、実物給与（通勤用定期、食事の支給）、臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）が含まれます。  ○また法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。																											
法定福利費 (事業主負担分)	○ <u>健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料のうち、現場労働者の事業主負担分</u> を指します。 <table border="1" data-bbox="477 1055 1375 1270"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">健康保険</th> <th colspan="2">厚生年金保険</th> <th>雇用保険</th> <th>労災保険</th> </tr> <tr> <th>健康保険料</th> <th>介護保険料</th> <th>厚生年金保険料</th> <th>子ども・子育て拠出金</th> <th>雇用保険料</th> <th>労災保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業主負担分</td> <td>法定福利費</td> <td>法定福利費</td> <td>法定福利費</td> <td>法定福利費</td> <td>法定福利費</td> <td>法定福利費</td> </tr> <tr> <td>本人負担分</td> <td>労務費</td> <td>労務費</td> <td>労務費</td> <td>—</td> <td>労務費</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	雇用保険料	労災保険料	事業主負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	本人負担分	労務費	労務費	労務費	—	労務費	—
	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険																						
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	雇用保険料	労災保険料																						
事業主負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費																						
本人負担分	労務費	労務費	労務費	—	労務費	—																						
建退共制度の掛金	○ <u>建設業退職金共済制度の掛金を支払うために必要な経費</u> です																											
安全衛生経費	○ <u>労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費</u> です。 ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。																											

## 2 記載方法等について

経費	記載方法等
材料費	○ <u>主要な材料費は必須</u> とし、雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金は任意とします。
労務費	○ <u>積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上してください。</u> ○建設機械の運転労務は任意とし、現場技術職員等の給与・手当や資材搬入の運転労務は計上不要です。
法定福利費 (事業主負担分)	○国土交通省HPに掲載された「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」や「各団体が作成した標準見積書」等を参考にしてください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html</a>
建退共制度の掛金	○ <u>建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合（※）は、必要金額を記載してください。</u> (※)・下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合 ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合  ○ <u>建退共制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合（建退共以外の退職金制度（中退共、特退共等）の場合等）は、金額の欄に「-」と記入してください（空欄の場合、失格になります）。</u>
安全衛生経費	○次の3つの算出方法のいずれかにより計上してください。 ① <u>個別積み上げ計上</u> 個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げる。 ② <u>経费率計上</u> 個別積み上げが困難な場合、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて計上する。 ③ <u>①と②の合算</u>  ○別表「安全衛生経費の考え方（土木工事の場合）」や、国土交通省HPに掲載された「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」、「先行工種の標準見積書」等も参考にしてください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html</a>

※ 工事箇所が複数ある場合は、合計の金額を記載してください。

各経費の見積りに当たっては、労務費に関する基準ポータルサイトに掲載された専門工事業者向けの「様式例」や「書き方ガイド」等も参考にしてください。

＜労務費の基準ポータルサイト＞

<https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/concept>

### 別表「安全衛生経費の考え方」（土木工事の場合）

（出典：労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン）

費用区分	主な内容	細目		
直接工事費	工事事務物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場	・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱	
		支保工	・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め	・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）	
		土留め支保工	・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）	
		作業構台	・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板	
		交通規制	・ 交通誘導警備員	
		仮囲い	・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入りのゲート	
間接工事費	準備費	調査費用	・ 埋設物調査試掘ほか	
	安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
		安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
		作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具	
	警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計		
	営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	・ 火薬庫など	
	現場環境改善費		・ 照明器具、熱中症対策設備	
	現場管理費	疾病・衛生対策費	・ 健康診断（一般・特殊健診）	
安全訓練研修等に要する費用		・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT		

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

### 3 算出が困難な場合

材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費については、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のとおり記載してください。

（空欄の場合、失格になります）。

（全額計上が困難）

「算出不能」、「計上不可」等と記載

（一部計上が困難）

計上可能な分のみ記入し、「\*\*\*（一部のみ計上）」円等と記入

（例）直接工事費のうち、材料費	***（一部のみ計上）	円
直接工事費のうち、労務費	算出不能	円

※ 「算出が困難な場合」とは、適用された積算方式において各経費を分離することが困難な場合を想定しており、単に下請事業者が未定、積み上げ対象が多岐に渡る等の理由による場合は含みません。

※ 法定福利費はこの取扱いの対象外です

# 施工体制点検等について

## 1 取組の内容

広島県では、「公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）」の施行等を受け、平成13年度から予告なく工事現場等に立ち入り、不良・不適格業者の排除の徹底、施工業者への建設業法及び約款遵守の意識啓発、適正な元請・下請関係の確保などを目的とした県独自の施工体制等立入り点検を実施し、県工事の適切な施工の確保に努めている。

また平成14年度からは、国土交通省を始め、都道府県・政令市及び公共工事発注機関が連携し「施工体制に関する全国一斉点検」を、全国一斉に実施している。

## 2 実施結果

### (1) 令和7年度県独自の施工体制等立入り点検の実施結果

ア 実施件数 87件

イ 主な指摘事項

- (ア) 施工体制台帳の備置き不備
- (イ) 監理技術者資格者証・修了証の不携帯
- (ウ) 技術者名札未着用
- (エ) 再下請通知関連の掲示不備

### (2) 令和7年度施工体制に関する全国一斉点検の実施結果

ア 実施件数 76件

イ 主な指摘事項

- (ア) 施工体制台帳の備置き不備
- (イ) 監理技術者資格者証・修了証の不携帯
- (ウ) 技術者名札未着用
- (エ) 再下請通知関連の掲示不備

## 3 今後の方針

令和7年度に引き続き、令和8年度においても立入り点検を実施する。各点検の方針については、次のとおりとする。

### (1) 施工体制等立入り点検

令和7年度の立入り点検の結果を踏まえ、引き続き予告なく現場に立ち入り、施工体制の状況や、事務的整理の状況について点検を行うことにより、適切な施工体制での工事実施による、更なる工事目的物の品質確保に向けた取組みの強化を図ることとする。

### (2) 全国一斉点検

発注者間の情報交換を行い、公共工事全体で適正な施工体制の確保が図れるよう、引き続き全国一斉点検を実施していくこととする。

# 適正な請負代金・労務費の確保等に向けた調査・指導等の実施について

広島県土木建築局建設産業課

## 1 趣旨

品確法・建設業法・入契法の3法を一体的に改正する「第三次・担い手3法」が令和7年12月に全面施行され、著しく低い労務費等による見積りや契約の禁止、資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止などの新たなルールが整備された。

この新ルールを踏まえた適切な対応を求めていくため、建設業者を対象として建設工事の取引に係る調査及び指導等を実施する。

## 2 内容

次に掲げる者について、提出書類の確認及び実地での聞き取り等により、取引実態に不適切な点がないか調査を行った上で、新ルールの周知や取引の適正化に向けた指導等を行う。

### (1) 対象者

広島県知事の建設業許可を受けた建設業者のうち次の者の中から選定する。

- ア 国交省の下請取引等実態調査において指導票を送付されている者
- イ 県発注工事において工事完成後調査の対象となった者（低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結した者を含む。）
- ウ 法令違反疑義情報の通報等に基づく県の立入検査等の対象となった者
- エ その他知事が必要と認める者

### (2) 調査資料

ア 県が事前に提出を求める書類

見積依頼書、見積書、契約書（注文書・請書）、検査関係書類、請求書、支払いを確認できる書面、施工体制台帳、作業員名簿、営業所技術者の出勤簿 等

イ その他、調査に当たって必要となる書類（実地調査時に提出又は提示）

### (3) 主な調査項目（調査の視点）

- ア 適正な請負代金・労務費の確保がされているか
- イ 適切な価格転嫁がされているか
- ウ 適正な工期の設定がされているか
- エ 適正な下請代金の支払がされているか 等

### (4) 不適正な取引への対応

調査の結果、不適正な取引が判明した場合には、改善に向けた指導、助言を行うことにより、取引の適正化を図る。

また、違法な事案については、口頭又は文書による指導、助言又は勧告に加え、必要に応じて監督処分の実施も検討する（監督処分を行った場合は、県発注工事における指名除外についても併せて検討）。

## 3 実施時期

令和8年6月1日以降に実施する。

# 建設産業の生産性向上に関する取組について

建設DX担当  
技術企画課

## 1 趣旨

建設産業の生産性向上の実現に向け、ICT活用工事やCIM推進モデル業務等の取組の拡大を進める。

## 2 取組内容

### (1) ICT活用工事の拡大（再掲P●）【継続】

#### ア 発注者指定型の拡大

土工（1,000m<sup>3</sup>以上）について、施工規模（施工量、請負対象設計金額）に応じて、発注者指定型（簡易型を含む）の対象を拡大する。また、土工の3次元設計成果があるものは原則、「発注者指定型」で実施する。

#### イ 適用工種及び種別の拡大

法面工の対象工種に落石雪害防止工、地盤改良工の対象種別にバーチカルドレーン工及び締固め改良工を追加する。

### (2) CIM推進モデル業務及びCIM活用工事の拡大【継続】

#### ア CIM推進モデル業務

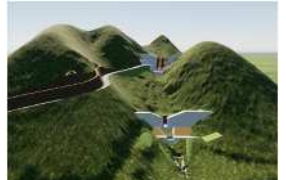
##### (7) 土工の3次元設計業務

ICT活用工事（土工）の推進を図るため、概ね500m<sup>3</sup>以上の土工を取り扱う業務を「発注者指定型」で実施する。

##### (イ) CIM活用業務

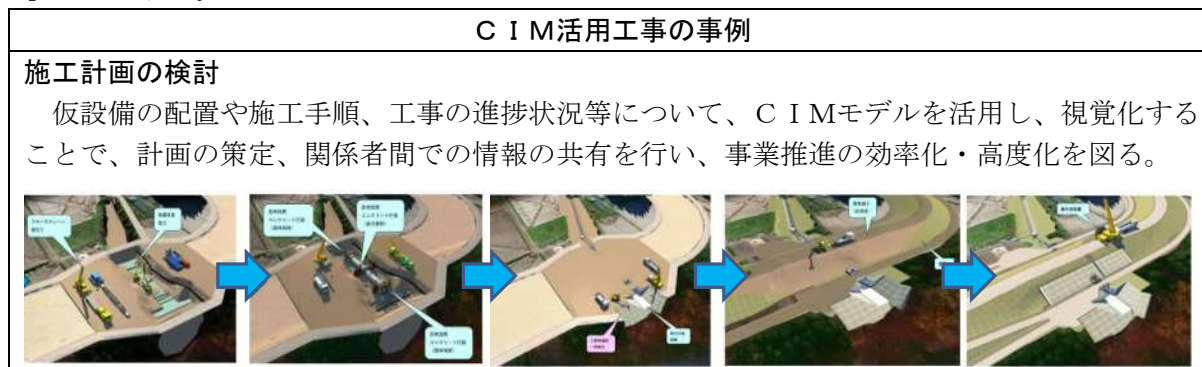
橋梁、函渠、砂防堰堤などの主要な土木構造物の詳細設計業務の全てを「発注者指定型」で実施し、主要な土木構造物の詳細設計業務におけるCIMモデル作成の完全実施を目指す。

また、更なる事業の効率化・高度化の推進に向け、主要な土木構造物の詳細設計業務以外（概略設計・予備設計含む）において、現道の切り回し、仮設備の配慮や施工手順の検討などを行う業務については、「受注者希望型」で実施する。

CIM推進モデル業務	
<p>(7) 土工の3次元設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工段階のICT活用工事に利用する3次元設計データを、上流工程の設計段階で作成する業務</li> <li>ICT活用工事を実施するために必要となる3次元モデル（スケルトンモデル、サーフェスモデル）を作成</li> </ul>  <p>3次元設計データのイメージ</p>	<p>(イ) CIM活用業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CIMを活用して、施工段階、維持管理段階など後工程のために必要なCIMモデルの作成、CIMモデルを活用した検討等を実施する業務</li> </ul> <p>※CIMモデルとは</p> <p>対象とする構造物等の形状を3次元で立体的に表現した「3次元モデル」と「属性情報（3次元モデルに付与する部材の名称、形状、寸法、物性、強度、数量等の情報）」、「参照資料（CIMモデルを補足する従来の2次元図面等の資料）」を組み合わせたもの</p>  <p>構造物モデルの概念</p>  <p>統合モデルの作成例</p>

## イ CIM活用工事

設計段階において作成した「CIMモデル」がある場合については、原則として、「発注者指定型」で実施する。



### (3) 遠隔臨場の取組拡大

#### ア 遠隔臨場実施工事の拡大（再掲P●）【継続】

「段階確認」、「材料確認」、及び「立会」等に伴う受注者の待機時間や発注者の移動時間の削減、立会日時等を柔軟に調整でき、効率的な時間の活用が可能となる「遠隔臨場実施工事」の取組を拡大する。

請負対象設計金額5千万円以上の工事に加え、現場までの移動に時間を要する工事は、原則、「発注者指定型」で実施する。また、それ以外の工事は、「受注者希望型」で実施する。

#### イ 遠隔臨場による実地検査の試行（再掲P●）【新規】

受発注者双方の移動時間削減や工事検査の効率化を図るため、工事検査における実地検査の「出来形」、「品質」及び「出来ばえ」の各実地検査項目に遠隔臨場を試行する。

遠隔臨場実施工事において、遠隔実地検査により効果が見込める工事を対象とし、原則、「受注者希望型」で実施する。

### (4) デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する試行（再掲P●）【新規】

出来形管理の高度化や受発注者間の業務効率化を図るため、現場打ちコンクリート構造物における鉄筋組立て完了時の段階確認に際し、「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測」を試行する。

現場打ちコンクリート構造物の鉄筋組立てを実施する工事のうち、「広島県土木工事共通仕様書」において、鉄筋組立て完了時に「段階確認」が求められている工事を対象に、「受注者希望型」で実施する。

### (5) Web会議システム等の活用【継続】

受発注双方の業務効率化を図るため、全ての建設工事及び業務を対象とし、Web会議システム等を活用した検査及び打合せを推進する。

### (6) 現場施工の効率化【継続】

設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の効率化を図るため、設計段階においてコンクリート構造物の比較案にプレキャスト工法等を加えるとともに、施工段階においてもプレキャスト製品を使用する等の取組を積極的に推進する。

# 建設産業の働き方改革に関する取組について

建設産業課  
技術企画課

## 1 趣旨

建設産業の働き方改革の実現に向け、週休2日適用工事の拡大等の取組を進める。

## 2 取組内容

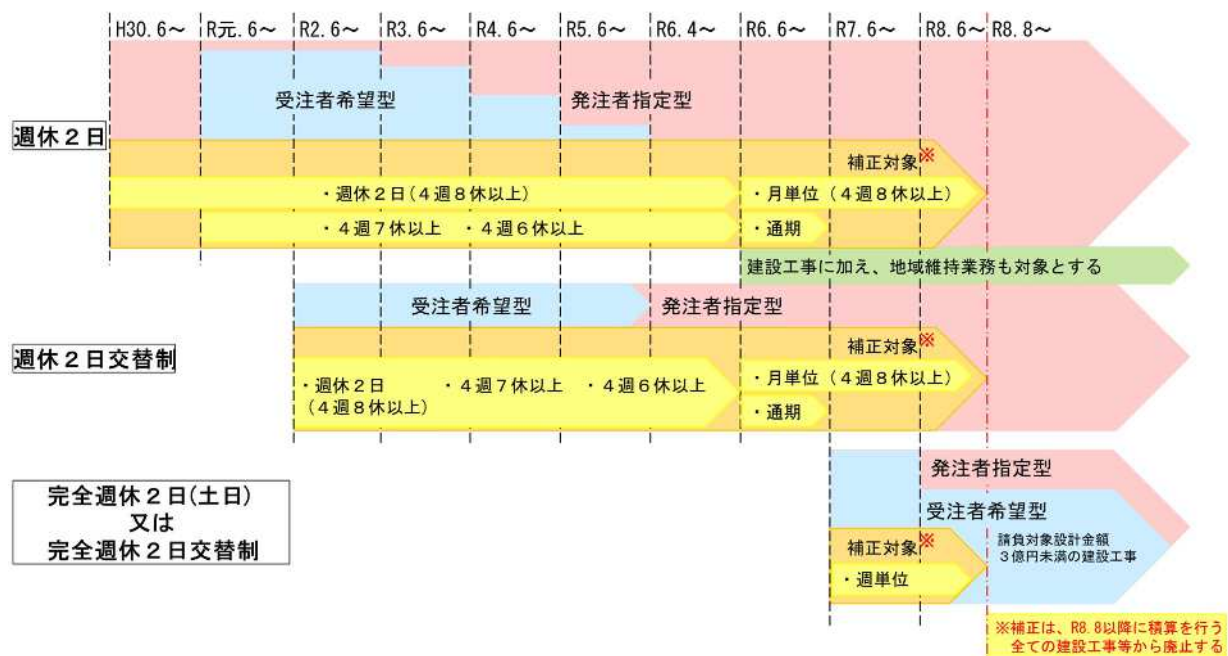
### (1) 測量・建設コンサルタント等業務における管理技術者の兼務制限の改正（再掲P●）【新規】

令和8年6月以降、契約金額4,500万円以上の業務における専任区分を廃止し、契約金額500万円以上の業務における兼務条件の緩和を行う。

### (2) 建設工事等における週休2日の取組の推進（再掲P●）【継続】

全ての建設工事及び地域維持業務を対象に、「月単位」での週休2日を実施している。

また、令和8年6月以降、請負対象設計金額3億円以上の建設工事を対象に「完全週休2日（土日）適用工事」又は「完全週休2日（交替制）適用工事」とし、原則、「発注者指定型」で実施する。



### (3) 快適トイレ設置工事（再掲P●）【継続】

災害復旧工事を含む全ての建設工事を「快適トイレ設置工事」とし、原則、「発注者指定型」で実施している。

### (4) 工事書類の削減【継続】

#### ア 土木工事書類作成マニュアル

設計図書に基づく工事関係書類を必要最小限にとどめ、受発注者の工事関係書類の簡素化及び効率化を進めることを目的とする、土木工事書類作成マニュアルを制定し、全ての建設工事で本マニュアルを適用している。

#### イ 書類限定検査

検査の効率化や受注者の負担軽減を図るため、請負代金額2千万円未満の建設工事を対象として、書類限定検査を実施している。

**(5) 工事現場環境及び業務環境の改善【継続】**

全ての建設工事及び業務で受注者の労働環境の改善を目的としたウィークリースタンスに取り組んでいる。

**(6) 適正な請負代金額の設定【継続】**

**ア 技能労働者等の適正な賃金水準の確保**

適正な賃金水準を確保し、技能労働者等の処遇改善を図る環境整備のため、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等を決定・公表している。

**イ 建設資材の取引価格の把握及び請負代金への反映**

請負代金の設定の際に原材料費の最新の取引価格を適切に反映するため、資材単価の毎月調査や単価動向の調査に取り組んでいる。

**ウ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応**

契約締結後に、受注者からスライド条項の協議の申し出があった場合には適切に協議に応じることにより、状況に応じた必要な契約変更を実施している。

# 建設工事等における猛暑対策等について

技術企画課

## 1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、厳しさを増す夏場の猛暑等を踏まえ、現場従事者の働きやすい職場環境の確保等を図るため、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び地域維持業務（以下「建設工事等」という。）における猛暑対策の取組の拡大を進める。

## 2 取組内容

### (1) 建設工事等における熱中症の報告について【新規】

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年6月1日施行）」により、熱中症の重篤化防止のために事業者が講じるべき措置等が定められたことを踏まえ、熱中症が発生した際、事業者からの早期報告を促すとともに、発注者が発生状況を正確に把握するため、令和8年4月以降、新規制定した様式「熱中症等速報」により報告することとしている。

### (2) 猛暑日等を考慮した工期延長について（再掲 P33）【新規】

令和8年6月以降、全ての屋外工事を対象に、当初発注時に見込んで以上に「猛暑日」及び「降雨又は降雪」（以下、「猛暑日等」という。）があり、かつ、現場作業を休止せざるを得なかった場合、発注者と協議により工期延長できることとする。

なお、工期延長日数に応じて「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」（土木工事標準積算基準書（共通編）第I編総則 第9章）により積上げ計上する。

### (3) 猛暑時間の施工回避について（再掲 P33）【新規】

令和8年6月以降、全ての屋外工事（現場の状況等により作業時間が決められている工事は除く）を対象に、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避し、作業の開始時間や終了時間を発注者と協議し設定できる。また、作業時間を短縮した場合は、短縮時間に応じて、工期を延長することができることとする（対象期間：6月1日から9月30日まで）。

なお、作業時間の変更に伴う工事費の増額については、設計変更の対象としない。

### (4) 熱中症による健康障害発生時の対応計画（再掲 P34）【新規】

猛暑による厳しい環境下での現場作業※が見込まれる工事を対象に、熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断ができるよう、「緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先や所在地」及び「作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順」などを施工計画書に記載するとともに、工事関係者へ周知することとする。

※WBGT28以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超える作業。

### (5) 適正な工期の設定【継続】

建設工事における工期については、「施工に必要な実日数」と、週休2日を前提とした土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇と雨天等を考慮した「不稼働日数」に「準備・後片づけ期間」、「その他の現場条件」等を踏まえ、適切に設定している。

令和5年8月以降、「不稼働日数」として見込んでいた雨休日数の算出に用いる雨休率※<sup>1</sup>に対し、新たに猛暑日日数※<sup>2</sup>を考慮している。

※1 雨休率は、休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇）と降雨降雪日日数及び猛暑日日数の年間の発生率。

※2 猛暑日日数は、年ごとのWBGT値31以上の時間※<sup>3</sup>を日数換算し、平均した値とする。

※3 WBGT値31以上の時間の集計は、過去5年間の平日8時～17時を対象とする。

(6) 猛暑対策に必要な経費の確保【継続】

建設工事における全ての屋外工事を対象として、熱中症対策に要する費用及び避暑対策に要する費用について計上している。

ア 熱中症対策に要する費用（現場管理費率の補正）

令和元年8月以降、主に作業員個人に対する熱中症対策費用について、工期中の真夏日日数に応じた現場管理費率の補正※を行っている。

例) 塩飴、経口補水液、空調服、熱中症対策キット など



※補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数 (1.2)

真夏日率： 工期期間の真夏日を工期で除したもの

真夏日： 日最高気温が 30 度以上 (WBGT の場合、25 以上)

工期： 始期から終期までの期間 (準備・後片付け期間等を含む)

イ 避暑対策に要する費用（現場環境改善費に積上計上）

令和7年8月以降、主に現場の施設や設備に対する避暑対策費用について、実際に要した費用※を積上げ計上している。

例) 遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休憩車の配備 など



※  $K = i \times Pi + \alpha$

K： 現場環境改善費

i： 現場環境改善費率

Pi： 対象額（直接工事費＋支給品費＋無償貸与機械等評価額）

α： 積上計上分（請負業者の見積による。ただし、上限額あり）

# 広島県建設分野の革新技術活用制度の登録技術の活用について

## 1 広島県建設分野の革新技術活用制度について

広島県では、建設分野における担い手不足などの様々な課題に対応するため、広島県建設分野の革新技術活用制度を令和4年4月に創設<sup>\*</sup>し、施設の長寿命化技術に加え、インフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術の登録・活用を推進しています（制度の概要は別紙リーフレットのとおりに）。

本制度では、現在 **201 技術** を登録しており、登録技術の概要は広島県HPで公表しています。

※広島県長寿命化技術活用制度より改正

### <登録状況一覧（登録区分別）>

主部門	区分3	区分2	区分1	登録数 (R8年4月時点)
長寿命化	65	18	—	83
効率化	74	10	—	84
高度化	24	8	2	34
合計	163	36	2	201

### <登録技術の概要>

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/summary-of-the-technology.html>



## 2 登録技術の活用にあたって

### ■革新技術活用制度に関する資料等の掲載先一覧表

No	内容	文書の掲載先	URL 等
1	設計業務等共通仕様書	広島県の調達情報	<a href="https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/file/gk_sekk_eishiyousyo20250801.pdf">https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/file/gk_sekk_eishiyousyo20250801.pdf</a> 設計業務等共通仕様書 第1編 共通編 第2章設計業務等一般 第1209条 設計業務の条件 12
2	工事の総合評価落札方式における加算点 (R7.6~)	広島県の調達情報 (令和7年度建設業関係説明会用資料)	<a href="https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/R07_k_setsumeik_aishiryoku.pdf">https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/R07_k_setsumeik_aishiryoku.pdf</a> 令和7年度建設業関係説明会用資料 P.28 (3)
3	広島県建設分野の革新技術チャンネル (登録技術の紹介)	YouTube	<a href="https://www.youtube.com/@%E5%BA%83%E5%B3%B6%E7%9C%8C%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AE%E9%9D%A9%E6%96%B0/featured">https://www.youtube.com/@%E5%BA%83%E5%B3%B6%E7%9C%8C%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AE%E9%9D%A9%E6%96%B0/featured</a>

### ■登録技術に係る試行

登録技術のうち技術の試行により効果を確認することが必要な技術 (区分2) や、活用するには更なる開発または改良が必要な技術 (区分1) については、県内事業での試行や情報提供を実施し、技術の改良を促進することとしています

### <建設コンサルタント関係>

設計業務等共通仕様書に次のとおり定めていますので、**登録技術を比較検討の対象**としてくださいようお願いいたします。

【設計業務等共通仕様書（令和7年8月）広島県 第1209条（抜粋）】

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）、広島県建設分野の革新技術活用制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）、広島県建設分野の革新技術活用制度等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

### <建設工事関係>

**令和7年6月1日以降**に公告する**工事の総合評価落札方式**において、**過去2年間に登録技術の活用実績がある場合**、評価項目として次表のとおり**加点**します。（**制度詳細は必ず最新の公表資料をご確認ください。**）

評価内容	活用実績あり（工事3件以上） 1.0点
	活用実績あり（工事3件未満） 0.5点
	活用実績なし 0.0点
対象業種	全ての業種 ※発注業種と同一業種の実績に限る

⇒引き続き、現場の適用条件等を考慮した上で、**登録技術の積極的な活用**をお願いします。

本制度では、  
広島県建設分野の革新技術チャンネル  
を運営しています！

制度の概要や登録技術の紹介動画を  
公開していますので、ぜひご覧ください！  
R8年4月時点で40本の動画を公開中



QRコードで  
アクセス  
(YouTube)



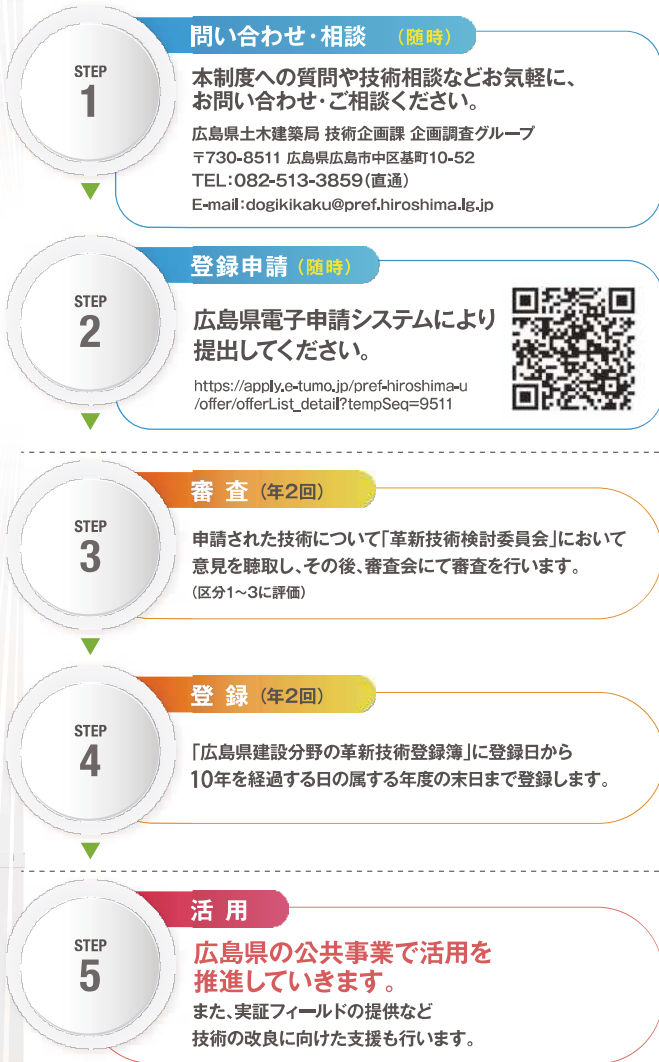
または

YouTube上で

広島県 革新技術



## 申請から活用までの流れ



 広島県土木建築局 技術企画課

本制度の詳細については、広島県のホームページで公表しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/asset/kensetsubunyanokakushingijutsu.html>



令和5年8月改訂

# 革新技術求む

## 広島県 建設分野の 革新技術活用制度

公共土木施設の  
「長寿命化・効率化・高度化」に  
資する「技術」を募集



道路・河川・ダム・砂防・港湾・海岸・上下水道・公園などの公共土木施設

 広島県土木建築局

# 建設分野の革新技術を募集

広島県の公共土木施設の多くは高度経済成長期に整備されており、老朽化する施設の数が増加することが見込まれています。また、人口減少、少子化・高齢化による建設分野の担い手不足や、自然災害の激甚化・頻発化に対応するためには、生産性向上などが求められています。このことから、広島県では施設の長寿命化だけでなく、AI/IoT、ロボティクスといった進展するデジタル技術等を活用したインフラ整備等の効率化・高度化に向け、「広島県長寿命化技術活用制度」を「広島県建設分野の革新技術活用制度」に改正しました。

**募集対象技術**  
公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理のあらゆる段階における、施設の長寿命化やインフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技術  
●対象施設  
道路・河川・ダム・砂防・港湾・海岸・上下水道・公園などの公共土木施設

---

**長寿命化部門**  
対象技術 ライフサイクルコストの削減など、施設の長寿命化に資する技術  
具体例  
●高強度で高耐久性のグレーディング製品  
●耐凍害性を向上したプレキャスト製品  
●高耐久性の構造物を築造する材料・工法  
●コンクリート構造物の鉄筋腐食を抑制する技術  
●乾式吹付を使用した耐震補強工法  
●鋼構造物の防錆性や耐塩害性等の向上を可能にした防食塗装 など

---

**効率化部門**  
対象技術 建設工事等の省人化・省力化や工期短縮など、インフラ整備等の効率化に資する技術  
具体例  
●プレキャスト化技術を活用して砂防ダムや橋梁等の構造物を築造する技術  
●3次元データを活用して施設の変状を確認する技術  
●UAVを活用して施設点検を行う技術  
●建設機械の無人化施工や自動施工を支援する技術  
●従来よりも現地作業を軽減できるプレキャスト製品・工法  
●3Dプリンターを活用して構造物を築造する技術 など

---

**高度化部門**  
対象技術 施設の点検・診断、データの分析など、インフラ整備等の高度化に資する技術  
具体例  
●カメラ画像等をAIにより解析する技術  
●3次元データ等を活用してAIが構造物を自動的に設計する技術  
●蓄積された振動などのセンサーデータを分析し、構造物の劣化予測を行う技術  
●センサーデータを活用した電気・機械設備等の施設運用技術  
●カーボンニュートラルの推進に向けた、環境への負荷を低減する工法・製品 など

**申請事業者**  
県内事業者  
広島県内に、本社・本店・支社・支店・営業所のいずれか又は生産拠点がある民間事業者等  
県外事業者  
県内事業者以外で以下の技術を有する民間事業者等  
●国土交通省の「新技術情報提供システム」の評価情報に掲載されている技術  
●建設技術審査証明協議会会員の「建設技術審査証明」の交付を受けた技術  
●国及び都道府県、法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）、建設業法施行規則第18条に掲げる法人のいずれかの技術的審査を受けた技術


- 登録要件**
- ①公共事業に活用できるもの
  - ②原則として単価設定が可能なもの
  - ③技術の成立性が認められるもの
  - ④公共事業への適用性が認められるもの
  - ⑤当該技術の効果が従来技術に比べ同程度以上であるもの

**登録区分**

- 区分3 活用促進を図る技術
- 区分2 技術の試行により効果を確認することが必要な技術
- 区分1 活用するには更なる開発または改良が必要な技術

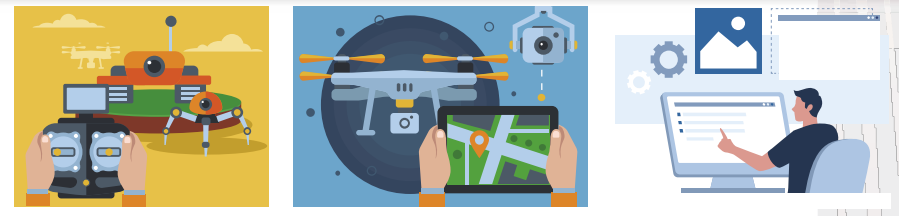
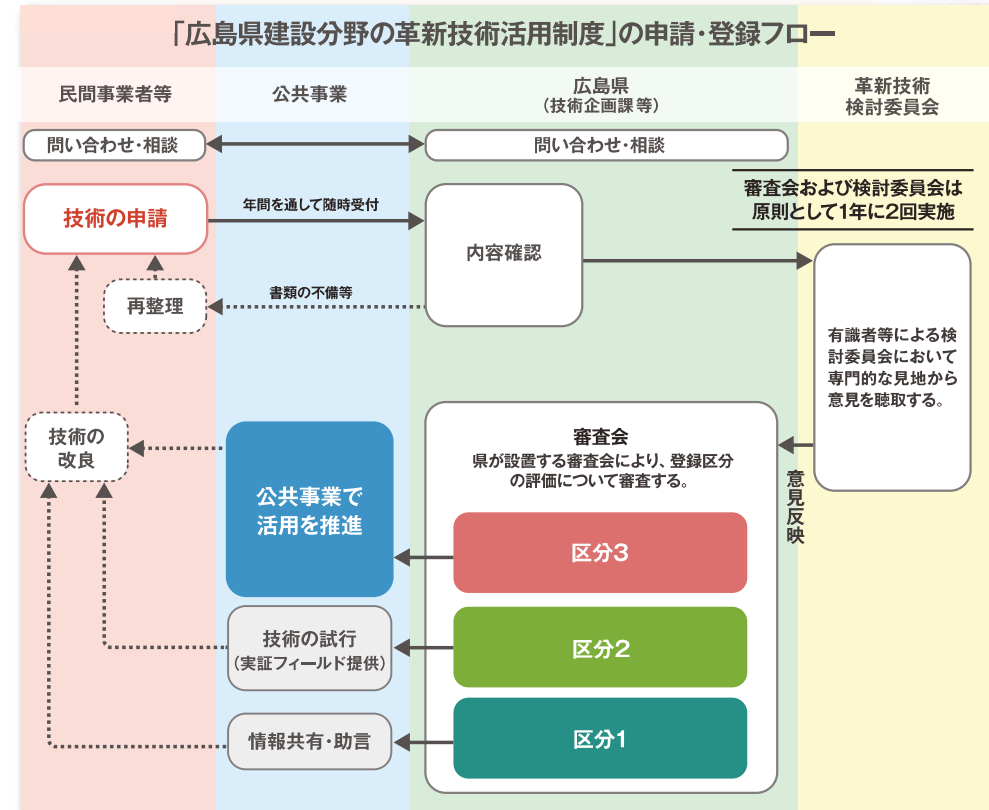
革新技術として  
**登録**

**登録期間** 登録日から10年を経過する日の属する年度の末日まで



## 「革新技術」登録のメリット！

- 区分3に登録した技術は、登録技術の情報や実績等について広島県のホームページで公表し、現場の適用条件等を考慮した上で、広島県の**公共事業での活用を推進します。**
- 区分3に登録した技術には、広島県が主催する革新技術発表会において**登録技術の内容を発表する機会を提供します。**
- 区分2に登録した技術には、**実証フィールドを提供します。**
- 区分1に登録した技術には、**技術の開発・改良に関する情報共有・助言を行います。**



## 大規模災害時の協力建設事業者登録制度

協力して頂ける建設事業者を令和8年度も募集します！

～皆様の“熱意と支援”が必要です～

### ■登録制度の目的

大規模災害時には、県民の安全の確保及び社会経済活動の回復に向け、迅速に応急工事等を実施する必要があり、**地域の建設事業者の皆様**の協力が不可欠です。

この登録制度は、大規模災害時に公共土木施設の被災や土砂災害等が多発し、その地域内の建設事業者だけでは対応が困難な場合に備え、応急工事等の対応が可能な建設事業者を登録しておくことで、公共土木施設の早期復旧に向けた体制づくりを確保するものです。

### ■募集内容

#### ①登録要件

次の全ての要件に満たす建設事業者の方を対象

- ・ 広島県の建設工事等入札参加資格を有する者
- ・ 土木一式工事又は法面処理工事の業種について資格の認定を受けている者
- ・ 広島県内に本店又は支店等を有する者
- ・ 災害発生時に応急工事等を迅速に実施できる者

#### ②申請内容

活動できる地域、連絡系統、保有する建設資機材 等

#### ③申請方法

広島県のホームページから広島県電子申請システムにより申請

#### ④申請期間

令和8年3月31日（火）から令和8年5月21日（木）まで

#### ⑤登録の有効期間

令和8年6月1日（月）から令和9年5月31日（月）まで

### ■登録されると

- ① 応急工事等に要した費用は、他地域での活動に要する旅費等を含め県が負担します。
- ② 協力建設事業者として登録された場合、広島県の建設工事等の入札参加資格認定や、経営事項審査における「防災協定の締結の有無」において加点対象となります。

本制度の詳細については、広島県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/kyouryokukensetsujigyosha.html>

 広島県土木建築局 技術企画課



## ■ 応急工事等の事例



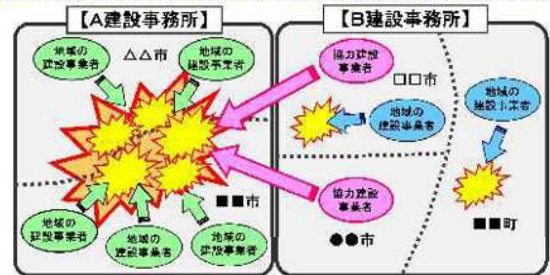
## ■ Q & A

【Q1】いつ、どのように実施する事になるの...

【A1】例えば、平成30年7月豪雨災害などのような大規模災害時において、地域内の建設事業者だけでは応急対応等が困難な場合に、活動可能な地域を登録している建設事業者の方に応急工事等の実施を要請します。



大規模災害時のイメージ  
(被災箇所が極めて多く、地域内の建設事業者では対応が困難な場合、登録制度等に基づき対応)



【Q2】活動する内容は...

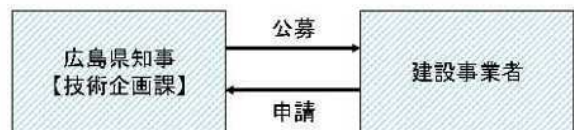
【A2】公共土木施設等に被害が発生又は発生するおそれのある場合において、建設事務所等が緊急に実施する必要があると認める工事を想定しています。

(例) 道路啓開、土砂災害による崩土や流木の撤去、大型土のうの設置、仮排水など

【Q3】どのような事を事前に登録する必要があるの...

【A3】大規模災害時には、広範囲に数多くの応急工事等を迅速に対応することが求められることから、事前に活動が可能な地域を市町単位（広島市は区単位）や保有する建設資機材、連絡系統などの登録をお願いします。

(詳細は、県ホームページで確認ください)



【Q4】他地域の応急工事に対応した場合の費用負担は...

【A4】遠隔地から他地域での活動に要する労働者（旅費を含む）や建設資機材などの費用は、県の基準に基づき県が負担します。

## ■ お問い合わせ先

登録制度へのご質問などは、お気軽にお問い合わせください。

広島県土木建築局技術企画課 事業調整グループ

住所：〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL：082-513-3853（直通）

E-mail：dogikikaku@pref.hiroshima.lg.jp



- ▶ 「**持続的な安定発注**」に向けた建設業の担い手確保のためには、
  - 賃上げにより**担い手の処遇を改善**すること、そのために、建設業者が賃金の原資である**労務費を適正に確保**できるようにすること
  - **発注者を含む関係者の行動変容**により、担い手の賃金を競争原資とした**ダンピング**による受注競争を撲滅し、**生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換**することが不可欠です。
- ▶ そのため、建設業法等が改正され、**令和7年12月から**、建設工事の請負契約の**価格交渉・契約締結について新たなルールが適用**されることになりました。
- ▶ 建設業者の皆様におかれては、**以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。

## 受注に当たっては、



**適正な労務費を算出した上で労務費等※を内訳明示した見積書を作成・提出し、これを10年間保存してください**

注文者から請求があった場合は、契約成立までに見積書を交付しなければなりません



**労務費等が著しく低くなるような見積りはしないでください**

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります



**正当な理由なく、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください**

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります

## 注文に当たっては、



工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください



提出された見積書に対し、**労務費等が著しく低くなるような見積り変更依頼はしないでください**

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります



従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしないでください**

違反した場合は、国土交通大臣等の**指導**又は**公正取引委員会**への**措置請求**対象となる可能性があります




技能者を雇用する建設業者は、**労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保**する必要があることに留意してください


※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金




- ▶ 技能者の処遇を犠牲にした**いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅**し、技術に基づく**健全な競争環境**を、建設工事の取引に関わる**全ての当事者のパートナーシップ**のもとで実現するため、表面の取組に加え、以下について**ご理解・ご協力**をお願いいたします。


**技能者と適切に雇用契約を結ぶとともに、CCUS能力評価の受検、CCUSレベル別年収水準での賃金支払いを推進してください**


**「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください**


**書面での請負契約締結を徹底するとともに、契約にコミットメント条項を積極的に導入し、契約当事者間での適正な労務費の支払い、技能者へ適正な賃金の支払いの確認を推進してください**


**適正な労務費(賃金の原資)確保に併せて、適正な工期を確保してください**

通常必要と認められる期間に比べ**著しく短い工期**による契約締結は、**注文者・受注者とも禁止**されています



## ○ 経営事項審査の改正（R8.7.1 施行）について 《建設業法施行規則等の一部改正》

### 1 要 旨

持続可能な建設業に向けた「担い手の育成・確保」や、地域の守り手としての「災害対応力の強化」の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、建設業許可要件の改正を踏まえ、令和8年7月1日から経営事項審査に係る審査項目・基準の見直しが行われます。

### 2 見直し内容

#### (1) 担い手の育成・確保

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」(※)の宣言状況について、加点項目として追加（5点）

(※) 技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を内外に宣言することにより、サプライチェーンの中で当該事業者が適切に評価され、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的とした制度

#### (2) 災害対応力の強化

「建設機械の保有状況」について、加点対象機械に次の機械を追加

- アスファルト・フィニッシャ
- 不整地運搬車

#### (3) 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

社会保険加入が許可要件となったことから、「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」の加入有無に関する減点項目（各項目-40点）を削除

改正に伴い、一部の配点が見直されていますので、国土交通省ホームページでご確認ください。

【国土交通省HP】経営事項審査の主な改正内容（令和8年2月6日公布）

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00088.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00088.html)

また、「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」については次のページからご確認ください。

【国土交通省HP】建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度ポータルサイト

<https://jishusengen.mlit.go.jp/>

## 建設業許可・経営事項審査の電子申請について

令和5年1月より、建設業許可や経営事項審査の電子申請の受付を開始しています。

建設業許可等電子申請システムログイン、申請者マニュアルについては、国土交通省 Web サイトをご確認ください。

[建設産業・不動産業：建設業許可・経営事項審査電子申請システム \(JCIP : Japan Construction Industry electronic application Portal\)](#) - 国土交通省

# 建設業許可・経営事項審査は 会社や自宅のパソコンから!

いつでも申請 簡単 便利

ジェイシップ  
**JCIP**  
建設業許可・  
経営事項審査電子申請システム

※一部の行政庁では、受け付けていません。  
(令和6年4月現在)

### 会社や自宅から申請

インターネットで申請・届出書類の作成から提出まで完結されるので、窓口への訪問や郵送の手間を省くことができます。

### 手戻り防止

エラーチェックや自動計算により作成誤りがなくなり、手戻りを防止できます。

### 申請書類作成時間の短縮

外部のアプリケーション等で作成したデータ(XMLデータ)が取り込めます。また、前回作成データを利用することができ、書類作成の時間を大幅に削減できます。

### 確認書類の取得や添付が不要

登記事項証明書や納税情報書類等の確認書類の取得や添付が不要になります。また、印紙の用意も不要になります。※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。

### 業務効率化

# 建設業労働環境改善等助成金のご案内

県内の建設業の担い手確保を促進することを目的として、建設労働者の新規雇用の拡大に向けて労働環境改善等に取り組もうとする県内の中小建設業者に対し、その経費の一部を助成します！

## 1 申請できる建設業者

職場の魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境改善等に取り組む者のうち、以下の条件を満たすことが必要です。ただし、同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主を除きます。

- (1) 建設業の許可を受けて建設業を営む中小企業事業主で、県内に主たる営業所を有する者であること。 **【知事許可業者のほか、大臣許可業者も対象に追加予定】**
- (2) 建設労働者を雇用して建設事業を行っていること。
- (3) ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。



## 2 主な助成対象経費

### (1) 労働環境改善経費

助成対象事業者が実施する建設労働者の労働環境の改善に資する次に掲げる施設・備品等の新設・購入等に要する経費

- 女性専用施設等（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等）
- 熱中症対策・防寒備品等（大型冷風機・暖房器具等）
- 熱中症対策等に係る消耗品（空調服等） **【追加予定】**

### (2) 資格取得経費

助成対象事業者が建設労働者に取得させる建設関係資格の取得に要する経費（受講料、教材費、旅費等）

### ～対象事業例～

- ・防寒対策事業（大型ストーブ、スポットエアコン等の購入）
- ・生産性向上事業（積算用ソフトウェア、工事写真専用タブレット端末等の購入）
- ・資格取得支援事業（小型移動式クレーン運転技能講習等の受講、中型・大型免許の取得）

**※ 助成対象経費や交付額の詳細は、広島県ホームページで公表予定です。**

## 3 申請期間

令和8年5月中（予定）から令和8年11月30日（月）まで

※ 申請は先着順とし、交付決定額が予算枠に達したときは、申請期間内でも受付を終了します。

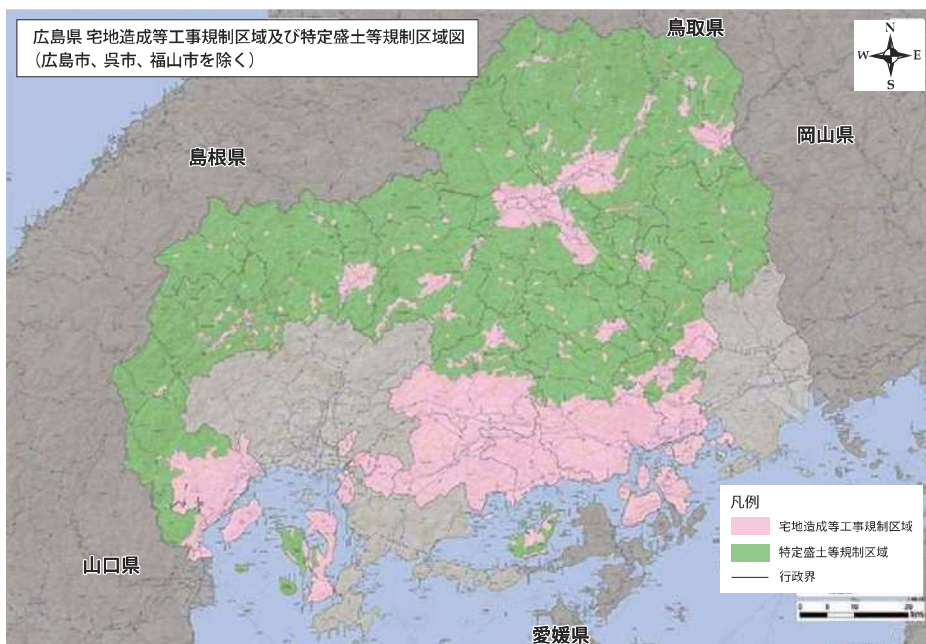
**※ 詳細は、広島県ホームページで公表予定です。**

### 【問い合わせ先】

広島県 土木建築局 建設産業課 建設業グループ  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 （広島県庁北館6階）  
TEL:082-513-3822 Email:dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

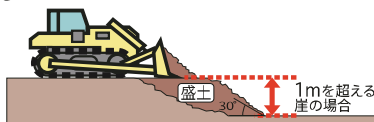
# 広島県全域（広島市、呉市、福山市を除く）で 盛土等を行う場合は許可が必要となります！

- ・令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。
- ・広島県では、令和5年9月28日に県内全域（広島市、呉市、福山市を除く）を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始しました。（広島市、呉市、福山市の規制区域は各市にご確認ください）
- ・下記の許可対象工事に示す規模の盛土等を行う場合は工事を行う前に許可が必要となりますので、申請をお願いいたします。（申請先は裏面で確認できます。）

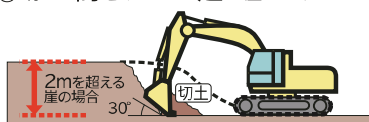


## 許可対象工事

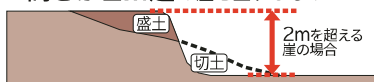
① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの



② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



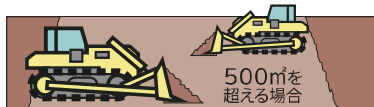
③ 盛土と切土を同時に行い  
高さが2m超の崖を生ずるもの



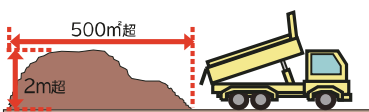
④ 盛土で高さが2m超となるもの



⑤ 盛土又は切土をする土地の  
面積が500㎡超となるもの



⑥ 最大時に堆積する  
高さが2m超かつ面積が300㎡超  
または面積が500㎡超となるもの



## 申請窓口

※広島市、呉市、福山市については、各市にご確認ください。

申請所在地	申請窓口		許可担当部署			
			盛土、切土又は土石の堆積の面積			
			1ha未満	1ha以上 5ha未満	5ha以上	
竹原市	竹原市	都市整備課	竹原市	西部建設事務所	県庁	
大竹市	大竹市	都市計画課	大竹市			
東広島市	東広島市	開発指導課	東広島市			
廿日市市	廿日市市	都市計画課	廿日市市			
江田島市	江田島市	都市整備課	西部建設事務所			
府中町	府中町	建築課				
海田町	海田町	都市整備課				
熊野町	熊野町	都市整備課				
坂町	坂町	都市計画課	坂町			
安芸太田町	安芸太田町	建設課	西部建設事務所			
北広島町	北広島町	建設課				
大崎上島町	大崎上島町	建設課				
三原市	三原市	建築指導課	三原市			東部建設事務所
尾道市	尾道市	建築課	尾道市			
府中市	府中市	都市デザイン課	東部建設事務所			
世羅町	世羅町	企画課				
神石高原町	神石高原町	建設課	神石高原町	北部建設事務所		
安芸高田市	安芸高田市	管理課	安芸高田市			
三次市	三次市	都市建築課	三次市			
庄原市	庄原市	都市整備課 建設課	北部建設事務所			

## 連絡先一覧

部署名	郵便番号	所在地	電話番号	
県庁	都市環境整備課	730-8511	広島市中区基町10番52号	082-513-4143
広島県西部建設事務所	建築課	732-0816	広島市南区比治山本町16番12号	082-250-8158
広島県東部建設事務所	建築課	720-8511	福山市三吉町一丁目1番1号	084-921-1311
広島県北部建設事務所	建築課	728-0013	三次市十日市東四丁目6番1号	0824-63-5181
竹原市	都市整備課	725-8666	竹原市中央五丁目1番35号	0846-22-7749
大竹市	都市計画課	739-0692	大竹市小方1丁目11番1号	0827-59-2167
東広島市	開発指導課	739-8601	東広島市西条栄町8番29号	082-420-0959
廿日市市	都市計画課	738-8501	廿日市市下平良一丁目11番1号	0829-30-9194
江田島市	都市整備課	737-2297	江田島市大柿町大原505番地	0823-43-1647
府中町	建築課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5番1号	082-286-3174
海田町	都市整備課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14番17号	082-823-9634
熊野町	都市整備課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5608
坂町	都市計画課	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	082-820-1513
安芸太田町	建設課	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1	0826-28-1962
北広島町	建設課	731-1595	山県郡北広島町有田1234番地	050-5812-1860
大崎上島町	建設課	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625番地1	0846-65-3124
三原市	建築指導課	723-8601	三原市港町三丁目5番1号	0848-67-6125
尾道市	建築課	722-8501	尾道市久保一丁目15番1号	0848-38-9245
府中市	都市デザイン課	726-8601	府中市府川町315番地	0847-43-7159
世羅町	企画課	722-1192	世羅郡世羅町西上原123番地1	0847-22-3206
神石高原町	建設課	720-1522	神石郡神石高原町小畠1701番地	0847-89-3338
安芸高田市	管理課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-47-1201
三次市	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6385
庄原市	都市整備課	727-8501	庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1115
	建設課			0824-73-1150

許可申請に必要な手続き等について、詳しくは広島県のホームページをご確認ください。

広島県 盛土規制 🔍 検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>



ご確認ください!

# もりど 盛土等に関する規制が始まります。

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されました。
- 盛土規制法は、盛土等に関する工事を規制する区域を指定したのち、法律に基づく規制が始まります。
- 呉市では、令和6年4月1日に規制区域を指定し、運用を開始する予定です。

取組

## 1 規制区域の指定

盛土等の崩落により、被害を及ぼしうる区域を指定します。各規制区域の詳細は呉市のウェブサイト等で確認できます。



### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

自分の土地が区域に入ったら

盛土・切土や擁壁等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう、維持管理を心がけてください。

取組

## 2 安全な盛土の造成

切土・盛土や、土砂のストックヤードにおける仮置きなどでは、許可が必要になる場合があります。



例えば... ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

例えば... ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

### 許可申請から工事完了までの主な流れ



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。 出典:国土交通省盛土規制法パンフレットを基に作成

取組

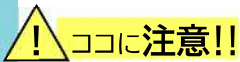
### 3 盛土等を安全に保つ責務

規制区域内で盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土を安全に保つ「責務」があります。所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。



取組

### 4 実効性のある罰則



ココに注意!!

- 無許可行為や命令違反等に対する罰金刑等 最大で懲役 **3** 年以下・罰金 **1,000** 万円以下
- 法人に対しても、法人重科を措置 最大で罰金 **3** 億円以下 等

取組

### 5 呉市の規制区域

呉市では、市全域に対して「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」を予定しています。



ココに注意!!

**規制区域内**で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ**許可が必要**です。

### お問い合わせ

窓口担当

呉市 都市部 都市計画課 TEL: 0823-25-3369 FAX: 0823-24-6831

呉市 HP

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/49/>

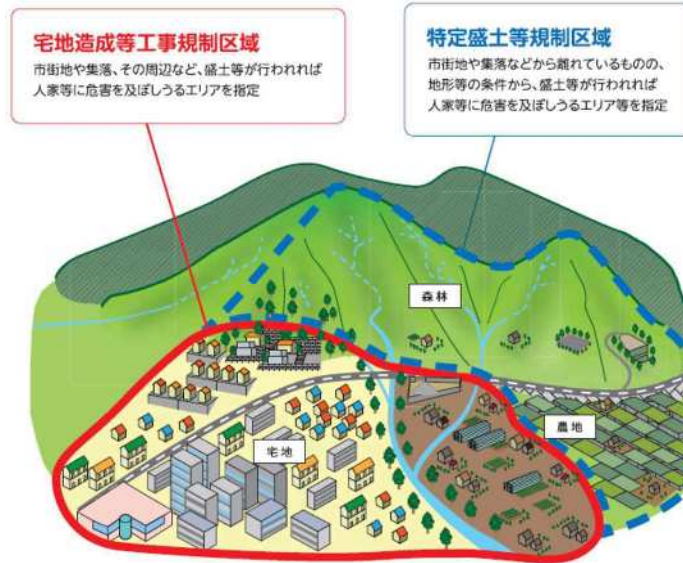
## 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制区域の指定について

### 1 要旨

2021年（令和3年）7月，静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として，土地の用途にかかわらず，危険な盛土等を包括的に規制するため，「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が，2023年（令和5年）5月26日に施行されました。

本市では，これに伴い新たに宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行いました。

規制区域イメージ図



### 2 規制対象範囲について

本市では，国土交通省の基礎調査実施要領及び広島県内を統一的で隙間なく規制する考えに基づき，次に示す工事を市内全域で許可対象としております。

### 許可対象工事

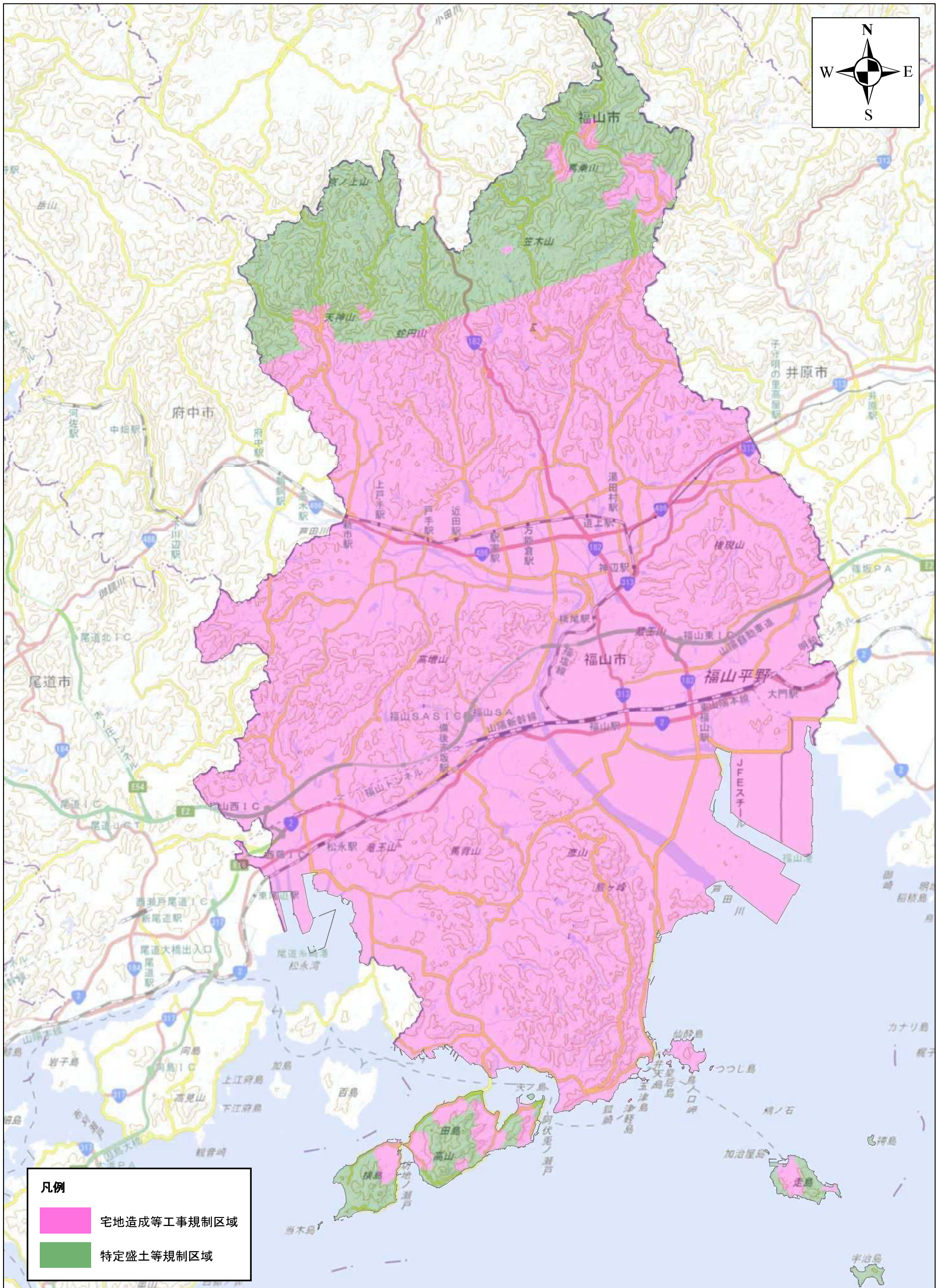
<p>① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの</p> <p>③ 盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖を生ずるもの</p> <p>⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの</p>	<p>② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの</p> <p>④ 盛土で高さが2m超となるもの</p> <p>⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超または面積が500㎡超となるもの</p>
--	--

### 3 規制区域指定

2024年（令和6年）4月1日

別図

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図



出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

# 「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」 の許可を要する工事について

※規制区域は「ひろしま地図ナビ」の「都市計画情報」にて確認できます。



本市（本市全域が「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」となります。）において一定規模以上の盛土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく許可や届出が必要となります。規制対象となる盛土等の規模は次の1、2のとおりです。また、宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的に土石を堆積する行為についても対象となります。

※無許可で盛土等を行うと、最大で拘禁刑3年又は罰金1,000万円が科せられる可能性があります。

（法人の場合は、最大で罰金3億円）

**凡例**

- 実線囲み** 宅地造成等工事規制区域
- 破線囲み** 特定盛土等規制区域
- 囲みなし** 両規制区域共通

## 1 許可が必要な盛土等

### (1) 宅地造成・特定盛土等（盛土又は切土による土地の形質の変更）

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③切土と盛土同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの （①、②を除く）	④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの （①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの （①～④を除く）
イメージ					

崖：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

### (2) 土石の堆積（一時的に土石を堆積する行為）

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの
イメージ		

## 2 届出が必要な盛土等（許可を受けた場合を除く。）

### (1) 特定盛土等規制区域内で行う特定盛土等

要件	①切土で高さが <b>2m超 5m以下</b> の崖を生ずるもの	②切土と盛土同時に行い、高さが <b>2m超 5m以下</b> の崖を生ずるもの（①を除く）
イメージ		

### お問い合わせ

広島市 都市整備局指導部 宅地開発指導課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎6F）

ホームページはこちら



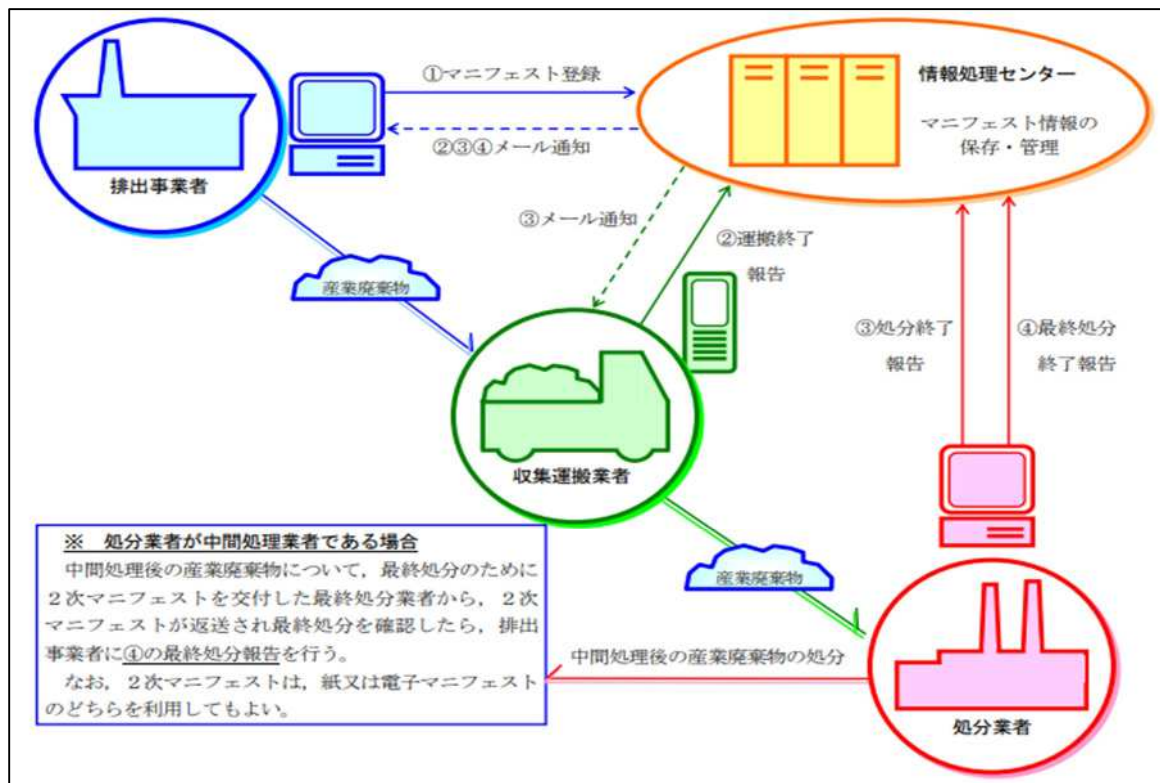
相談・申請内容	担当係	TEL
中、東、南、西、安佐南区での宅地造成及び特定盛土等（1ha以下）	第一審査係	504-2506
安佐北、安芸、佐伯区での宅地造成及び特定盛土等（1ha以下）	第二審査係	504-2394
市内全域での1ha超の宅地造成及び特定盛土等、土石の堆積	土砂埋立指導係	504-2725

# 電子manifestoについて

広島県では、デジタル技術を活用した資源循環の促進に向けて、manifesto（産業廃棄物管理票）の電子化を進めています。

## □ 電子manifestoのしくみ

電子manifestoは、紙に記載しているmanifesto情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークで情報のやり取りを行う仕組みです。



## □ 電子manifestoを使用するメリット

### ○事務処理の効率化

- ・行政への年次報告（管理票交付等状況報告）が不要
- ・manifestoの保存・保管スペースが不要
- ・紙のやり取り（発送、郵便受付作業）の省略
- ・テンプレート登録機能等によるmanifesto作成の簡易化

### ○法令順守(コンプライアンス)

- ・manifestoの誤記、記載漏れ、紛失の防止
- ・各種期限を一覧表示機能や通知機能で確実に確認

### ○透明性の確保

- ・manifestoの偽造、不正修正の防止
- ・本社・支店において、全国各地の排出事業場のmanifesto情報を閲覧可能

## □ 電子マニフェストの利用条件

- ・インターネットに繋がるパソコン・スマートフォンがあり、JWセンターに加入している。

⇒加入申込はJWセンターHPから行います。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/procedure/index.html>

※少量排出事業者団体加入制度（C料金）の枠組で加入する場合は広島県資源循環協会  
で加入申込を行ってください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-denshimanifest.html>

- ・排出・収集運搬・処分業者の3者で電子マニフェストを利用できる。

⇒委託事業者の加入者情報はあらかじめJWNETのHPにおいて、検索が可能です。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/lsearch/index.html>

⇒優良認定を受けている産廃処理業者は全て電子マニフェストに加入しています。  
県内の優良産廃業者はひろしま産廃ネットで検索可能です。

<http://www.hshigen.or.jp/sagashite.html>

- ・担当者が、システム上でマニフェストの登録や処分報告などの操作を行える。

## □ 電子マニフェスト活用講習会

広島県では定期的に電子マニフェスト活用講習会を実施しています（R7年度実績：計9回）。令和8年度も開催予定です。ぜひご参加ください（参加費は無料）。予定が決定次第、当課のホームページにてお知らせします。

なお、JWNETのHPで、解説動画、操作マニュアル・操作ビデオが掲載されていますので、参考にしてください。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/douga/index.html>

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/index.html>

## □ 電子マニフェストの項目の追加

令和9年4月1日から処分終了報告及び最終処分終了報告に、処分方法ごとの処分量などの入力項目が追加されます（令和9年3月までは任意項目）。

これにより、再資源化を含む処分の状況をさらに把握できるようになり、廃棄物の適正処理の強化と資源循環の促進が期待されます。

## □ 電子マニフェストの利用料金(税込)

(排出事業者)

区分	A料金	B料金	C料金
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (1件につき)	11円	(90件まで無料) 91件から22円	(5件まで無料) 6件から22円
目安となる 年間登録件数	2,401件以上	2,400件~91件	90件以下

(処分事業者)

区分	①処分報告機能のみ	②処分報告機能+2次登録機能	
		A料金	B料金
基本料 (1年間)	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (1件につき)	—	11円	(90件まで無料) 91件から22円
目安となる 年間登録件数	—	1,381件以上	1,380件以下

### 【C料金について】

排出事業者が20以上集まって加入し、利用代表者が加入者の利用料金を一括して支払う等の条件を満たす場合に、**廉価な年間基本料**で電子マニフェストを利用できる制度です。

### 【少量排出事業者団体加入支援事業について】

(一社)広島県資源循環協会(事業受託者)が利用代表者となりますので、申込者自らが20以上の排出事業者を集めることや利用者代表の設定をする必要なく、少量排出事業者団体加入制度を利用できます。詳しくは広島県HPを御確認下さい。



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-denshimanifest.html>

(収集運搬業者)

区分	収集運搬業者
基本料 (1年間)	13,200円

## □ 電子マニフェストのアクセスイメージ

電子マニフェストのアクセスは、WEB 上で行えるため、基本的にはパソコン又はスマートフォンとインターネット環境があれば、利用することが可能です。

出典：JWNET の HP

【参考URL】

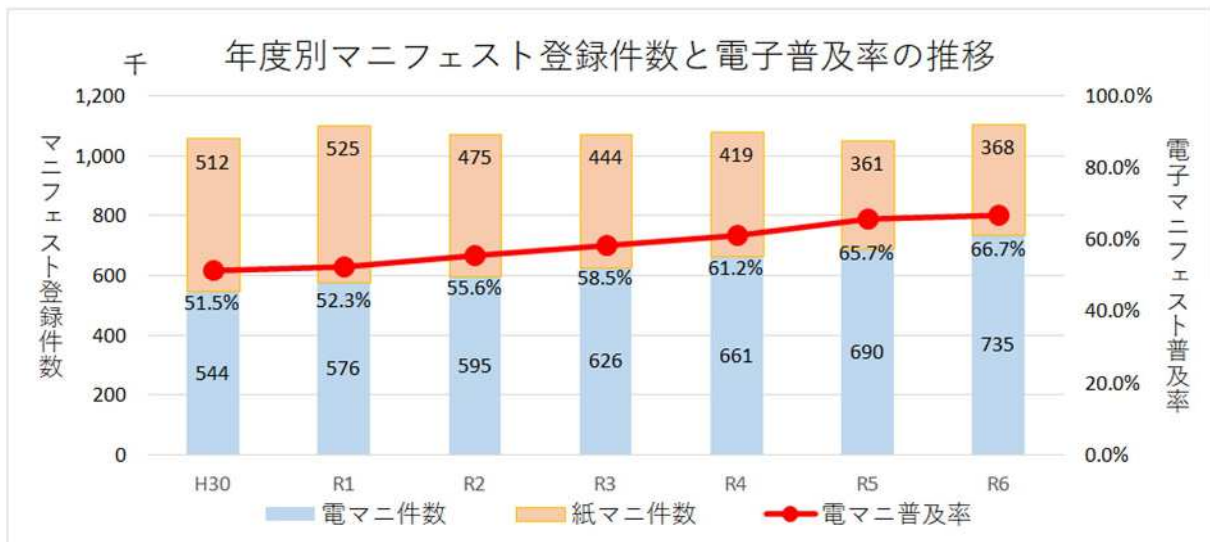
- JWNETホームページ  
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>
- JWNET操作マニュアル・操作ビデオ  
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/index.html>
- 事例1住宅建設業における導入事例  
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case1.html>
- 事例3 総合建設業(ASP利用)における導入事例  
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/example/case3.html>

終了報告が返っている場合は「●」で表示。

データをダウンロードし、集計・帳票作成が可能。

## □ 電子マニフェストの普及状況

広島県では電子マニフェストの普及を進めており、その普及率は 66.7% (令和6年度) です。



## □ 電子マニフェストの普及拡大

県では、電子マニフェストの普及を目標とし、電子マニフェスト活用講習会の開催等を通じ、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者における普及拡大に取り組み、廃棄物トレーサビリティの強化を推進しています。

【お問合せ先】 広島県 産業廃棄物対策課 TEL 082-513-2963

# 建設リサイクル法について

## 1 経緯

建設廃棄物の適正な処理を目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「法」という。）が平成14年5月30日から全面施行され、一定の要件に該当する建設工事（対象建設工事）を行う場合、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施が義務化されました。

また、建築物等には、多種多様の有害物質等が使用されている可能性があり、特に吹付け石綿等の付着物やその他石綿含有建材（成形板等）の有無については、元請業者の事前調査・事前措置が法により義務づけられています。

## 2 対象建設工事

対象建設工事は、下の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定、又は特定建設資材の廃棄物が発生する工事で、かつ、（イ）の工事規模の建設工事です。

（ア）特定建設資材（①～④の1品目以上）

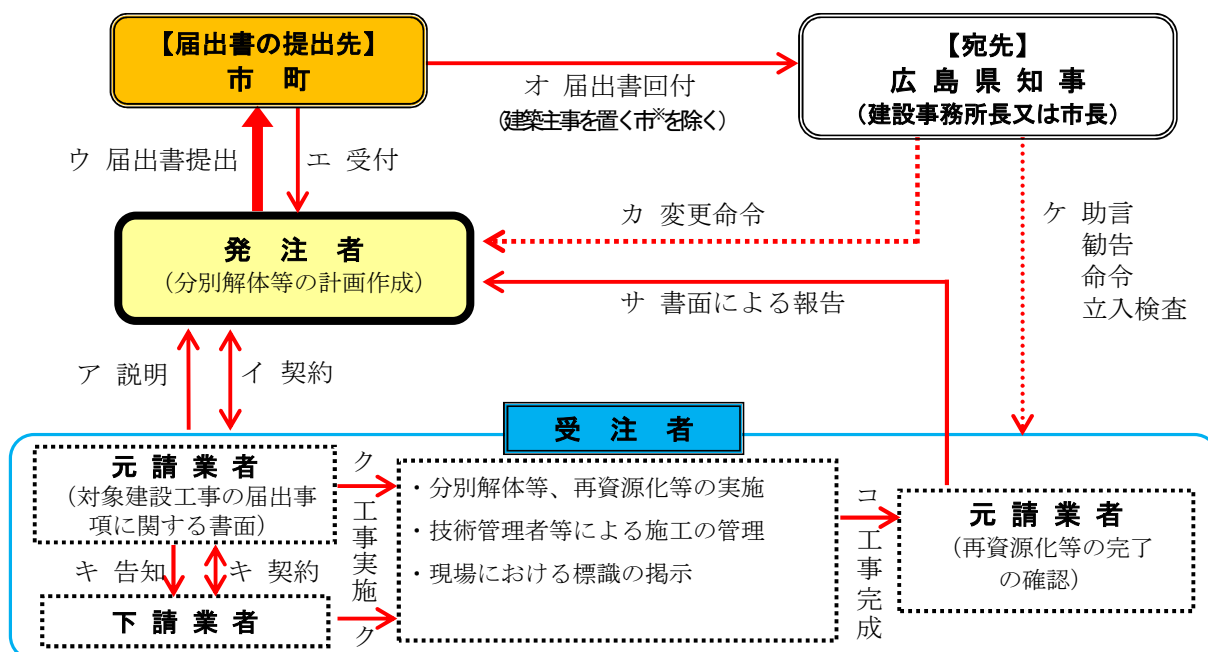
- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80㎡ 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500㎡ 以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額	1億円 以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額	500万円 以上

対象建設工事を行う場合、発注者は、工事着手7日前までに、都道府県知事（又は建築主事を置く市町の長）へ届出を行う必要があります。

## 3 広島県における「建設リサイクル法」に係る届出の流れ（フロー図）



※建築主事を置く市：広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市及び三次市の一部

#### 4 届出書の提出先・宛先

届出書の提出先（受付窓口）				様式第一号又は様式第二号に記載する宛先	
市町(区)	担当課名	住所			
竹原市	都市整備課	725-8666	竹原市中央五丁目 6-28	西部建設事務所長	
大竹市	都市計画課	739-0692	大竹市小方一丁目 11-1		
江田島市	都市整備課	737-2297	江田島市大柿町大原 505		
府中町	建築課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目 5-1		
海田町	まちデザイン課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 14-17		
熊野町	都市整備課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1		
坂町	都市計画課	731-4393	安芸郡坂町平成ケ浜一丁目 1-1		
安芸太田町	建設課	731-3810	山県郡安芸太田町戸河内 784-1		
北広島町	建設課	731-1595	山県郡北広島町有田 1234		
大崎上島町	建設課	725-0231	豊田郡大崎上島町東野 6625-1		
府中市	都市デザイン課	726-8601	府中市府川町 315	東部建設事務所長	
世羅町	建設課	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原 123-1		
神石高原町	建設課	720-1522	神石郡神石高原町小島 1701		
三次市	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	北部建設事務所長	
庄原市	環境政策課	727-0003	庄原市是松町 20-25		
安芸高田市	管理課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791		
広島市	中区	中区役所建築課	730-8587	広島市中区国泰寺町一丁目 4-21	広島市長
	東区	東区役所建築課	732-8510	広島市東区東蟹屋町 9-38	
	南区	南区役所建築課	734-8522	広島市南区皆実町一丁目 5-44	
	西区	西区役所建築課	733-8530	広島市西区福島町二丁目 2-1	
	安佐南区	安佐南区役所建築課	731-0193	広島市安佐南区古市一丁目 33-14	
	安佐北区	安佐北区役所建築課	731-0292	広島市安佐北区可部四丁目 13-13	
	安芸区	安芸区役所建築課	736-8501	広島市安芸区船越南三丁目 4-36	
佐伯区	佐伯区役所建築課	731-5195	広島市佐伯区海老園二丁目 5-28		
呉市	建築指導課	737-8501	呉市中央四丁目 1-6	呉市長	
三原市	建築指導課	723-8601	三原市港町三丁目 5-1	三原市長	
尾道市	建築課	722-8501	尾道市久保一丁目 15-1	尾道市長	
福山市	建築指導課	720-8501	福山市東桜町 3-5	福山市長	
東広島市	建築指導課	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	東広島市長	
廿日市市	建築指導課	738-8501	廿日市市下平良一丁目 11-1	廿日市市長	
三次市 <sup>(注)</sup>	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目 8-1	三次市長	

注：三次市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号の一部及び第3号に掲げる建築物の解体工事を行う場合は、届出の宛先が三次市長となります。

#### 5 その他

詳しくは、広島県HP（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1171326088100.html>）をご確認ください。

# 広島県アダプト制度について

土木建築局道路河川管理課

## 1 アダプト制度とは

「アダプト」とは、英語で養子縁組をするという意味で、地域住民・企業等が中心となって道路・河川・公園等の公共施設を清掃・緑化等を通じて我が子のように面倒を見ていく活動を行い、公共施設の管理者は、看板の設置、保険加入等の必要な支援をしながら、官民協働によるまちづくり、施設の維持・管理、公共空間の環境美化等を推進していく制度です。

## 2 広島県アダプト制度について

県では、県管理の道路及び河川にアダプト制度を導入しています。

### (1) マイロード・システム（認定団体数 789 団体：令和 7 年 12 月現在）

ボランティア活動として、県の管理する国道・県道の清掃、美化等を行う団体、企業、個人等をマイロード団体として認定し、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

#### 【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において、県の管理する道路 100 メートル以上の活動であること。
- ・ 道路敷の清掃・除草、その他道路環境を改善する活動を行う団体、企業、個人等であること。

### (2) ラブリバー制度（認定団体数 504 団体：令和 7 年 12 月現在）

ボランティア活動として、県の管理する一級河川・二級河川の清掃、美化等を行う団体、企業、個人等をラブリバー団体として認定し、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指しています。

#### 【団体の認定要件】

- ・ 協力に関する覚書を締結した市町において県の管理する一級河川、二級河川における 50 メートル以上の活動であること。
- ・ 河川敷の清掃・除草、その他河川環境を改善する活動を行う団体、企業、個人等であること。

## 3 行政の支援内容

### (1) 県の支援内容

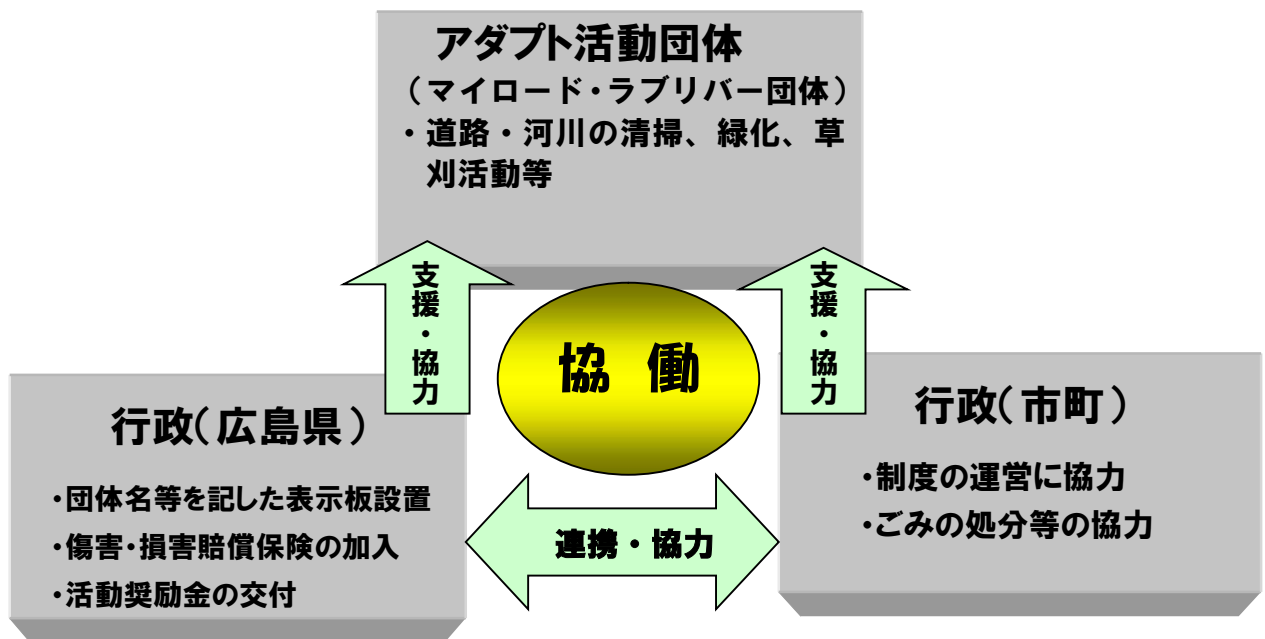
- ・ 表示板の設置
- ・ 傷害・損害賠償保険の設定
- ・ 活動費の一部支援

(令和 6 年度実績：486 団体、奨励金総額 39,709 千円)

### (2) 市町の支援内容

- ・ 回収ゴミの受け入れ

(広島県アダプト制度の相関図)



(アダプトに関する問い合わせ先)

広島県土木建築局 道路河川管理課 TEL (082) 513-3903

または最寄りの広島県各建設事務所(支所)へ

広島県西部建設事務所管理課 TEL (082) 250-8150

広島県西部建設事務所呉支所管理課 TEL (0823) 22-5400

広島県西部建設事務所廿日市支所管理用地課 TEL (0829) 32-1141

広島県西部建設事務所安芸太田支所管理用地課 TEL (0826) 22-0541

広島県西部建設事務所東広島支所管理課 TEL (082) 422-6911

広島県東部建設事務所管理課 TEL (084) 921-1311

広島県東部建設事務所三原支所管理課 TEL (0848) 64-4263

広島県北部建設事務所管理課 TEL (0824) 63-5181

広島県北部建設事務所庄原支所管理用地課 TEL (0824) 72-2015